

報酬に関するアンケート

◇◇◇ 目 次 ◇◇◇

□ 不動産登記関係

- 第1 所有権移転登記－1 所有権移転登記（贈与）
- 所有権移転登記－2 所有権移転登記（売買1）
- 所有権移転登記－3 所有権移転登記（売買2）
- 所有権移転登記－4 所有権移転登記（相続）
- 第2 所有権保存登記
- 第3 抵当権設定登記－1 抵当権設定登記
- 抵当権設定登記－2 抵当権設定登記
- 第4 抵当権抹消登記
- 第5 所有権登記名義人住所変更登記
- 第6 信託に係る登記

□ 商業・法人登記関係

- 第1 会社設立登記
- 第2 募集株式の発行
- 第3 役員変更
- 第4 会社合併
- 第5 本店移転
- 第6 解散、清算人選任
- 第7 清算結了

□ 裁判書類作成業務

- 第1 通常訴訟
- 第2 保全手続（債権仮差押）
- 第3 債務の整理－1
- 債務の整理－2
- 第4 賃料不払いによる建物明渡請求事件の申立書類の作成
- 第5 建物明渡しの強制執行の申立書類の作成
- 第6 相続放棄申述の申立て書類の作成

□ 簡裁訴訟代理等関係業務

- 第1 貸付金100万円の貸金返還請求訴訟
- 第2 貸付金100万円の支払督促
- 第3 売買代金50万円の支払いを求める少額訴訟
- 第4 賃料不払いによる建物明渡請求訴訟
- 第5 任意の債務整理
- 第6 過払金返還

□ 成年後見関係

第1 後見開始申立書の作成

第2 任意後見－1

任意後見－2

□ その他

第1 遺言書作成サポート

第2 民事信託－1

民事信託－2

民事信託－3

民事信託－4

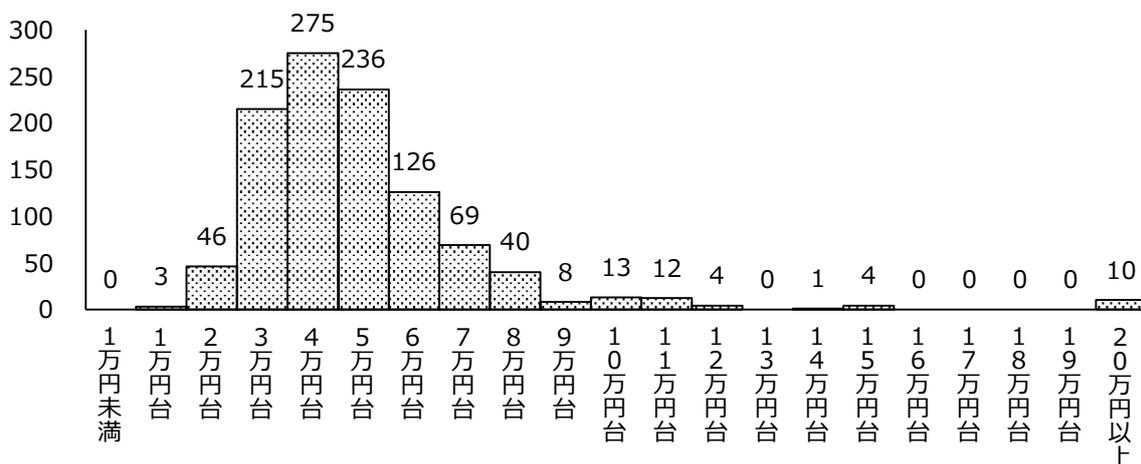
第3 遺産承継

《不動産登記関係》

第1 所有権移転登記－1 所有権移転登記（贈与）

贈与を原因とする土地1筆及び建物1棟（固定資産評価額の合計1000万円）の所有権移転登記手続の代理業務を受任し、登記原因証明情報（贈与契約書等）の作成及び登記申請の代理をした場合

【有効回答数:1062 / 平均:53,902円】



【コメント】

たとえば、自宅の土地・建物を子供に贈与した場合には、本事例の登記手続が必要となります。固定資産評価額は、市区町村が固定資産税を課税するための評価額であり、実勢価格と異なります。当事者の確認のため出張する場合等、事案によって報酬は異なります。

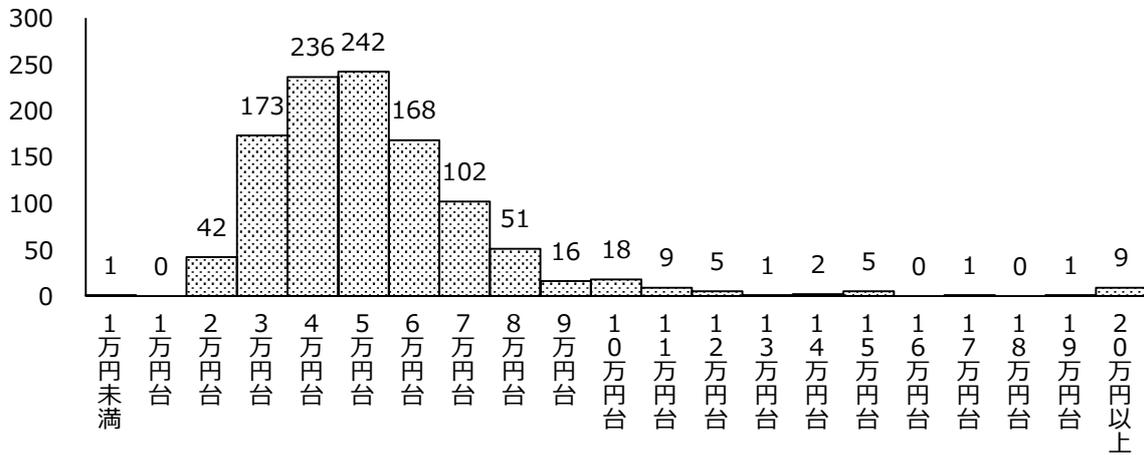
なお、報酬のほかに登録免許税（登記を申請する際に納める税金。通常は収入印紙で納めます。）などの費用が別途必要となります。

詳細については、あらかじめ司法書士にご確認ください。

第1 所有権移転登記－2 所有権移転登記（売買1）

売買を原因とする土地1筆及び建物1棟（固定資産評価額の合計1000万円）の所有権移転登記手続の代理業務を受任し、登記原因証明情報（売買契約書等）の作成及び登記申請の代理をした場合

【有効回答数:1082 / 平均:56,678円】



【コメント】

固定資産評価額は、売買価格とは異なります。金融機関で行う売買代金決済に立ち会うため出張する場合等、事案によって報酬は異なります。

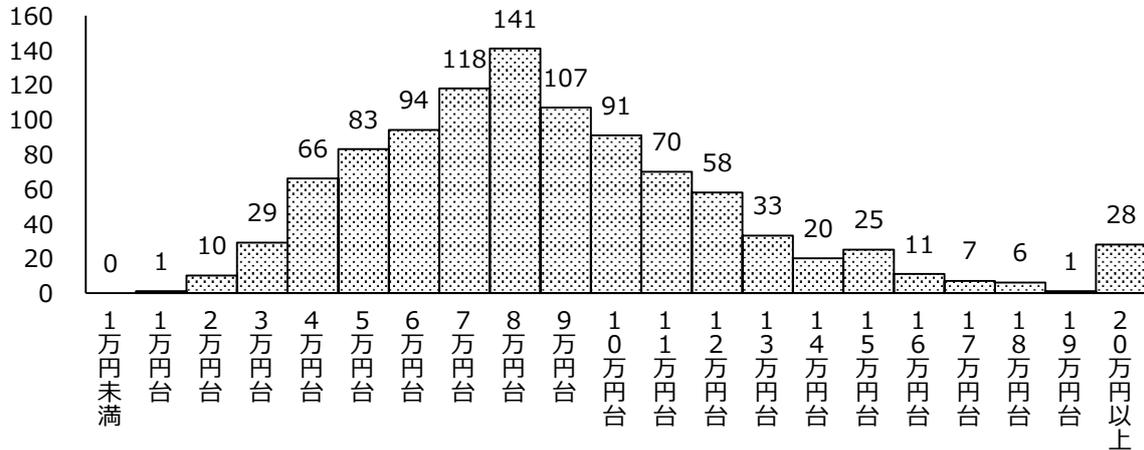
なお、報酬のほかに登録免許税（登記を申請する際に納める税金。通常は収入印紙で納めます。）などの費用が発生します。

詳細については、あらかじめ司法書士にご確認ください。

第1 所有権移転登記－3 所有権移転登記（売買2）

売買を原因とする土地1筆及び建物1棟（固定資産評価額の合計1000万円）の所有権移転登記手続の代理業務を受任し、面識のない登記義務者（売主）の本人確認情報の作成（運転免許証による確認を行ったこととする。）、登記原因証明情報（売買契約書等）の作成及び登記申請の代理をした場合

【有効回答数:999 / 平均:94,887円】



【コメント】

この設例は、売買による所有権移転登記を行う際に、売主が登記識別情報又は登記済証を紛失等の理由により提供できず、代理人である司法書士が作成した本人確認情報を用いて登記を完了させた場合です。固定資産評価額は、売買価格とは異なります。金融機関で行う売買代金決済に立ち会ったり、そのために出張したりした場合等、事案によって報酬は異なります。

なお、報酬のほかに登録免許税（登記を申請する際に納める税金。通常は収入印紙で納めます。）などの費用が発生します。

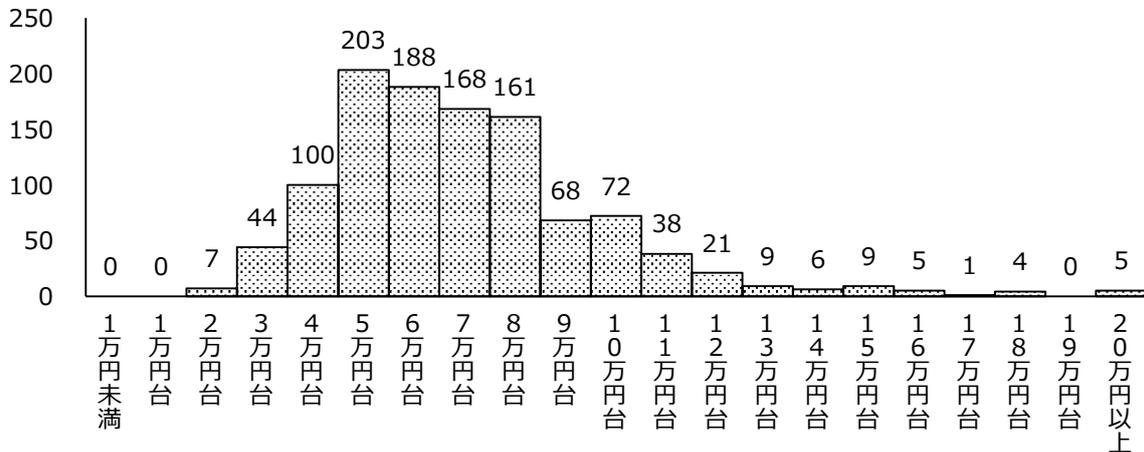
詳細については、あらかじめ司法書士にご確認ください。

第1 所有権移転登記－4 所有権移転登記（相続）

相続を原因とする土地1筆及び建物1棟(固定資産評価額の合計1000万円)の所有権移転登記手続の代理業務を受任し、戸籍謄本等5通の交付請求、登記原因証明情報(遺産分割協議書及び相続関係説明図)の作成及び登記申請の代理をした場合

※法定相続人は3名で、うち1名が単独相続した場合

【有効回答数:1109 / 平均:74,888円】



【コメント】

固定資産評価額は、実勢価格とは異なります。相続を原因とする所有権移転登記の報酬は、相続人や不動産の数等により大きく左右されます。

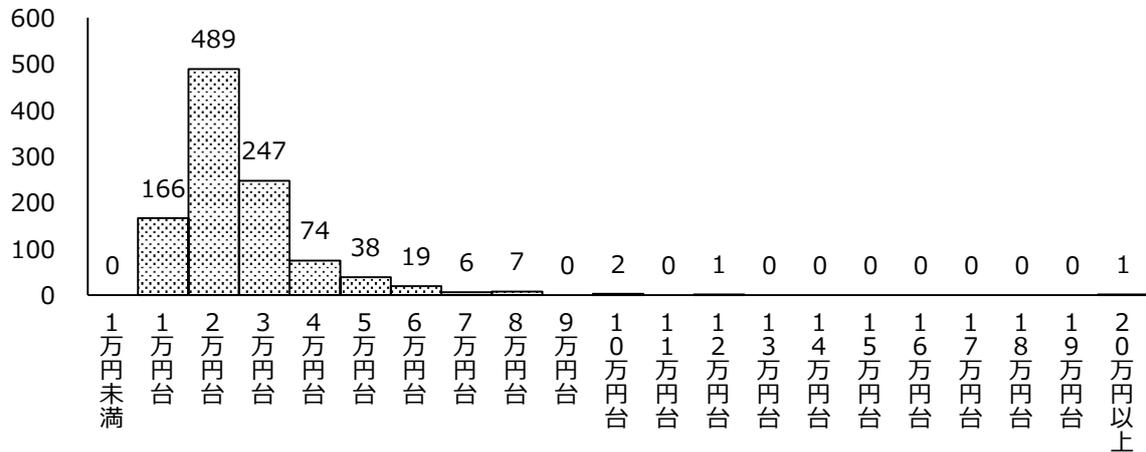
なお、報酬のほかに登録免許税(登記を申請する際に納める税金。通常は収入印紙で納めます。)や戸籍謄本等の実費などの費用が発生します。

詳細については、あらかじめ司法書士にご確認ください。

第2 所有権保存登記

課税価格1000万円の新築建物の所有権保存登記手続の代理業務を受任し、住宅用家屋に関する証明書(減税証明書)の取得及び登記申請の代理をした場合

【有効回答数:1050 / 平均:29,060円】



【コメント】

建物を新築した場合には、建物表題登記をしたうえで、所有権保存登記をします。建物表題登記は、土地家屋調査士の業務です。課税価格は、実勢価格とは異なります。

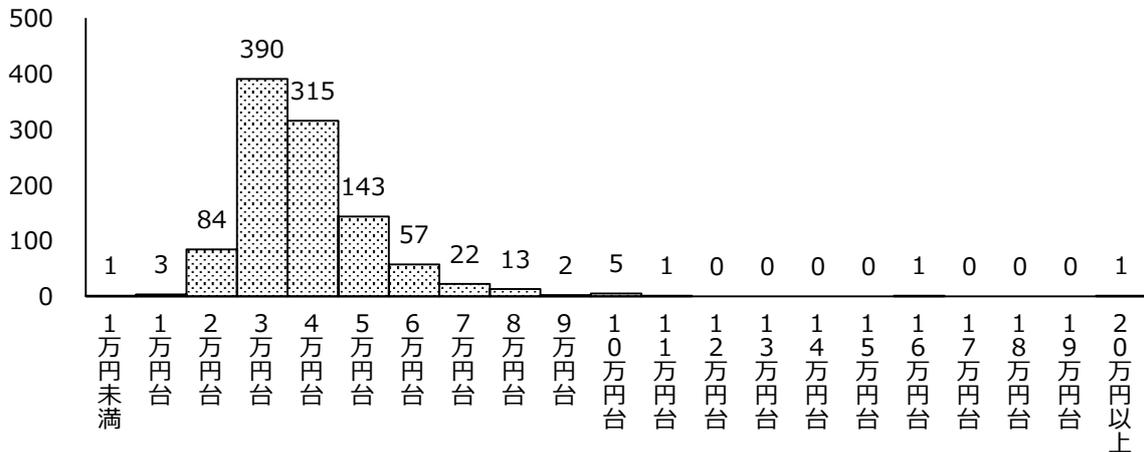
なお、報酬のほかに登録免許税(登記を申請する際に納める税金。通常は収入印紙で納めます。)などの費用が発生します。

詳細については、あらかじめ司法書士にご確認ください。

第3 抵当権設定登記－1 抵当権設定登記

土地1筆及び建物1棟に、債権額1000万円とする抵当権設定登記手続の代理業務を受任し、登記原因証明情報(抵当権設定契約書等)の作成及び登記申請の代理をした場合

【有効回答数:1038 / 平均:42,699円】



【コメント】

一戸建てやマンションを住宅ローンを組んで購入した場合には債権者が担保権を設定しますが、その費用は、借主の負担とされるのが一般的です。一戸建ての場合でも、土地が数筆あるなど、事案によって報酬は異なります。

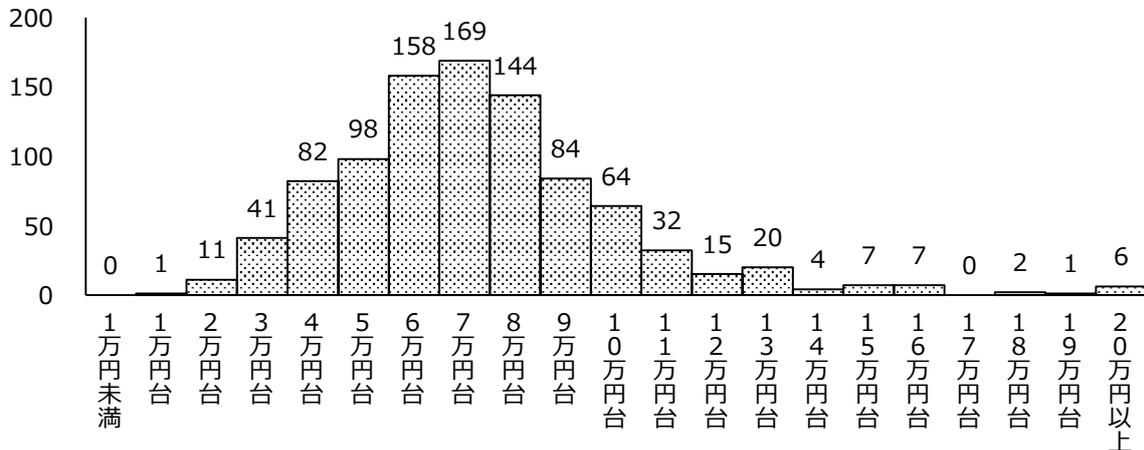
なお、報酬のほかに登録免許税(登記を申請する際に納める税金。通常は収入印紙で納めます。)などの費用が発生します。

詳細については、あらかじめ司法書士にご確認ください。

第3 抵当権設定登記－2 抵当権設定登記

土地1筆及び建物1棟に、債権額1000万円とする抵当権設定登記手続の代理業務を受任し、面識のない登記義務者(設定者)の本人確認情報の作成(運転免許証による確認を行ったこととする。)、登記原因証明情報(抵当権設定契約書等)の作成及び登記申請の代理をした場合

【有効回答数:946 / 平均:76,383円】



【コメント】

この設例は、抵当権設定登記を行う際に、抵当権設定者が登記識別情報又は登記済証を紛失した等の理由により提供できず、代理人である司法書士が作成した本人確認情報を用いて登記を完了させた場合です。一戸建ての場合でも、土地が数筆あるなど、事案によって報酬は異なります。

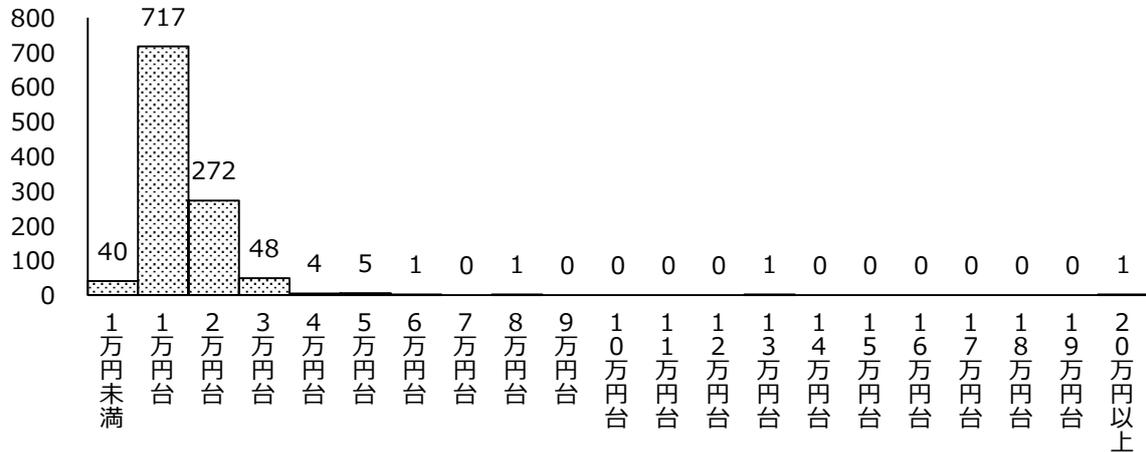
なお、報酬のほかに登録免許税(登記を申請する際に納める税金。通常は収入印紙で納めます。)などの費用が発生します。

詳細については、あらかじめ司法書士にご確認ください。

第4 抵当権抹消登記

土地1筆及び建物1棟の抵当権抹消登記手続の代理業務を受任し、登記原因証明情報(解除証書等)の作成及び登記申請の代理をした場合

【有効回答数:1090 / 平均:17,470円】



【コメント】

住宅ローンなどの借入を完済した場合には、そのローンのために設定されていた担保権の登記を抹消する必要があります。一戸建ての場合でも、土地が数筆あるなど、事案によって報酬は異なります。

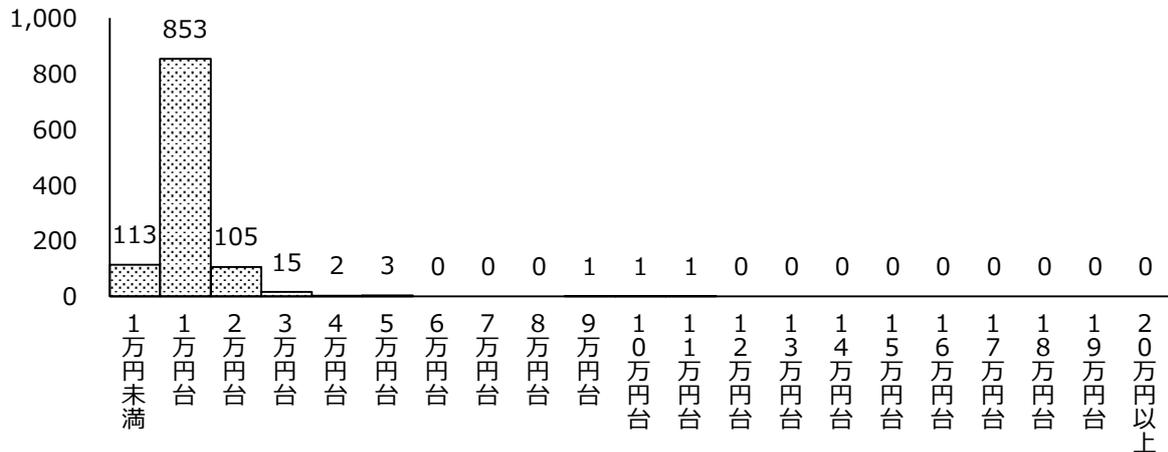
なお、報酬のほかに登録免許税(登記を申請する際に納める税金。通常は収入印紙で納めます。)などの費用が発生します。

詳細については、あらかじめ司法書士にご確認ください。

第5 所有権登記名義人住所変更登記

土地1筆及び建物1棟に登記されている所有者の住所変更登記手続の代理業務を受任し、住民票の写し1通の交付請求及び登記申請の代理をした場合

【有効回答数:1094 / 平均:13,913円】



【コメント】

一戸建ての場合でも、土地が数筆あるなど、事案によって報酬は異なります。

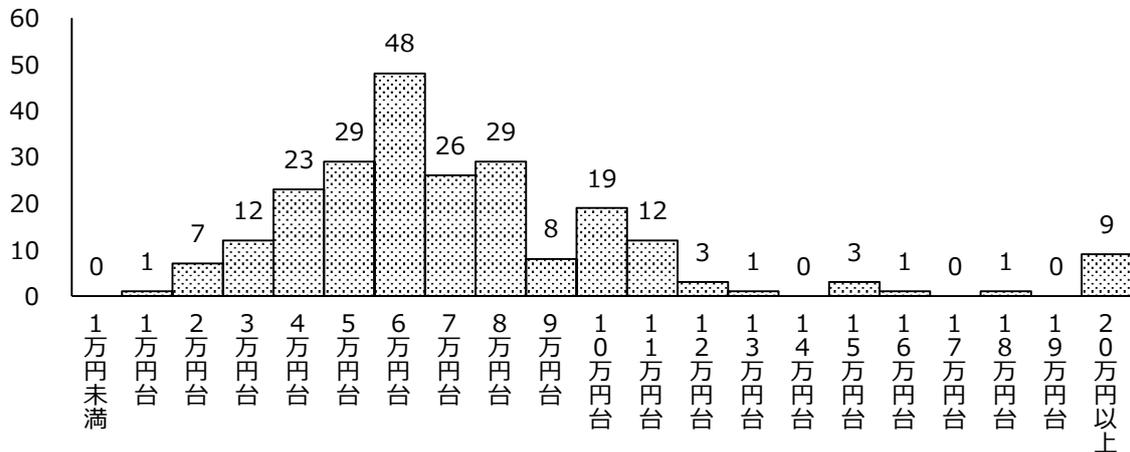
なお、報酬のほかに登録免許税(登記を申請する際に納める税金。通常は収入印紙で納めます。)などの費用が発生します。

詳細については、あらかじめ司法書士にご確認ください。

第6 信託に係る登記

受託者が信託財産に属する固定資産評価額2000万円の土地を売却したことにより、所有権移転の登記及び信託の抹消登記を申請した場合

【有効回答数:232 / 平均:77,478円】



【コメント】

本件登記申請を行うにあたっては、前提として、新たな登記手続が必要な場合があります。例えば、当初の委託者や受益者に変更がある場合など、当初設定した信託の内容に変更がある場合には、その変更に関する登記手続を行うことが必要です。

なお、その際の調査費用や登記費用については、別途生じることとなります。

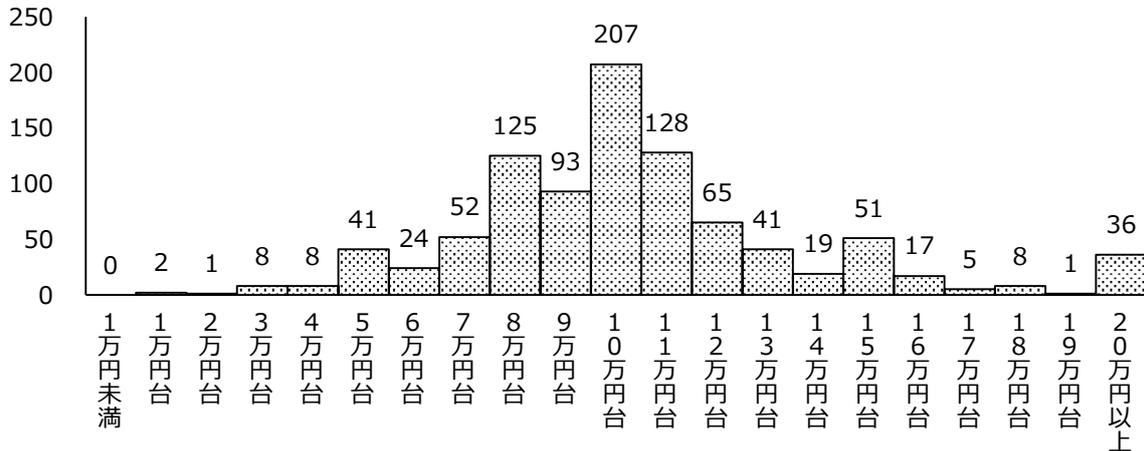
詳細については、あらかじめ司法書士にご確認ください。

《商業・法人登記関係》

第1 会社設立登記

発起人2名、資本金の額500万円の株式会社の発起設立による設立登記手続の代理業務を受任し、定款、議事録、その他証明書等の全ての書類(登記に必要な書類)を作成し、定款認証手続及び登記申請の代理をした場合

【有効回答数:932 / 平均:107,887円】



【コメント】

設立時の出資者が2名であり、出資者全員が発起人となる株式会社の設立登記を司法書士に依頼した場合の報酬額です。株式会社は、本店所在地において設立登記をすることにより成立します。登記には、定款や出資の履行を証する書面、設立時取締役の選任を証する書面等が必要です。会社の形態により必要となる書面が異なりますので、作成する書面の種類と内容により報酬が異なります。

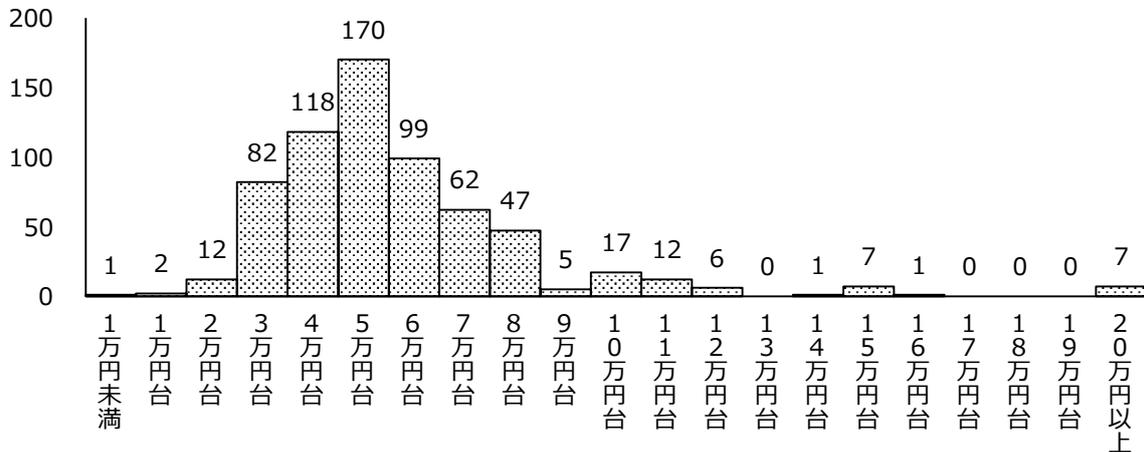
また、司法書士報酬のほか、登録免許税(登記を申請する際に納める税金。通常は収入印紙で納めます。)や定款認証の費用(公証人の手数料等及び定款に貼付する印紙(電子認証の場合は不要)等)等が別途必要です。税額は、資本金の額×税率1000分の7ですが、15万円に満たない場合は15万円となります。

詳細については、あらかじめ司法書士にご確認ください。

第2 募集株式の発行

株式引受人3名、払込金額500万円(その全額を資本金とする。)の募集株式の発行による発行済株式総数及び資本金の額の変更登記手続の代理業務を受任し、株主総会議事録、取締役会議事録、株式申込証等の全ての書類(登記に必要な書類)を作成し、登記申請の代理をした場合

【有効回答数:649 / 平均:60,962円】



【コメント】

株式会社が新たに出資者3名に対し、500万円分の株式を発行した場合の変更登記を司法書士に依頼した場合の報酬額です。会社の形態により必要となる書面が異なりますので、作成する書面の種類と内容により報酬が異なります。

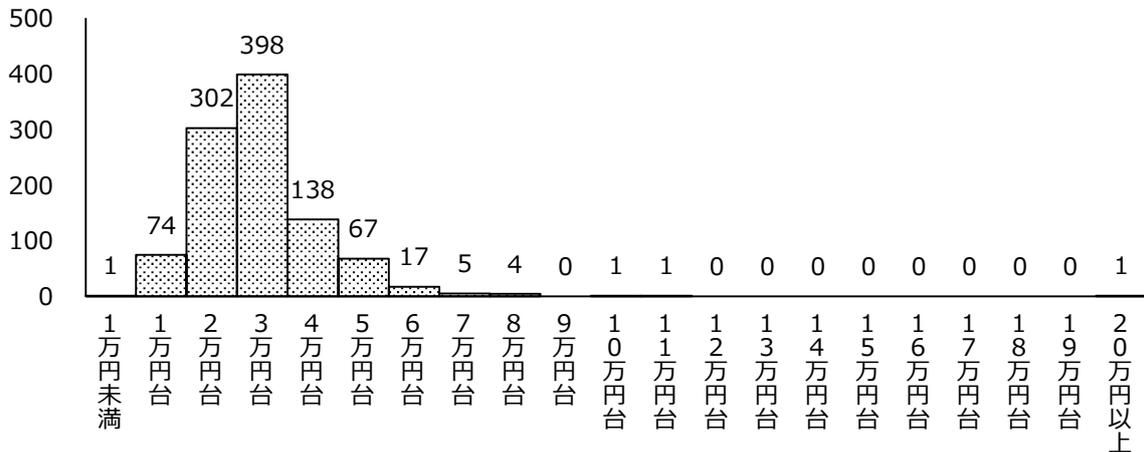
また、司法書士報酬のほか、増加した資本金の額に応じた登録免許税(登記を申請する際に納める税金。通常は収入印紙で納めます。)等の費用が別途必要です。税額は、増加した資本金の額×1000分の7ですが、3万円に満たない場合は3万円となります。

詳細については、あらかじめ司法書士にご確認ください。

第3 役員変更

取締役3名、代表取締役1名、監査役1名の取締役会設置会社である株式会社において、定時株主総会終結により役員全員が任期満了し改選した場合の変更登記手続の代理業務を受任し、株主総会議事録、取締役会議事録等の全ての書類(登記に必要な書類)を作成し、登記申請の代理をした場合

【有効回答数:1009 / 平均:33,009円】



【コメント】

取締役3名、代表取締役1名、監査役1名で取締役会がある株式会社の取締役及び監査役の任期(最長10年;通常は取締役2年、監査役4年)が満了し改選(再任を含む。)した場合の変更登記を司法書士に依頼した場合の報酬額です。会社の形態により必要となる書面が異なりますので、作成する書面の種類と内容により報酬が異なります。

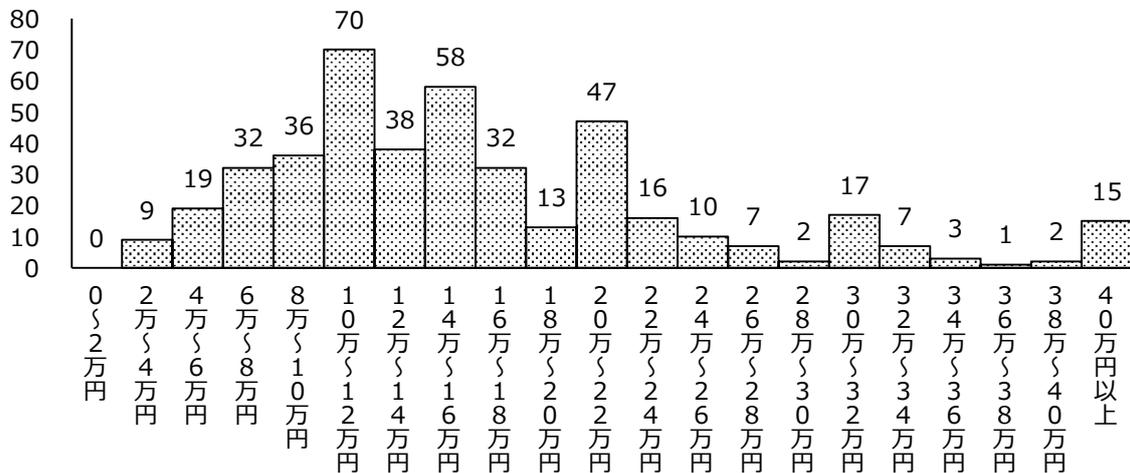
また、司法書士報酬のほか、登録免許税(登記を申請する際に納める税金。通常は収入印紙で納めます。)等の費用が別途必要です。税額は、資本金の額が1億円以下の会社の場合は1万円、その他は3万円となります。

詳細については、あらかじめ司法書士にご確認ください。

第4 会社合併

ともに大会社でない2社間における吸収合併で、存続会社の合併による変更登記及び消滅会社の解散登記手続の代理業務を受任し、合併後の存続会社の資本金の額が3000万円の場合で、合併契約書、議事録等の全ての書類(登記に必要な書類)を作成し、公告手続の代行及び登記申請の代理をした場合

【有効回答数:434 / 平均:160,783円】



【コメント】

ともに大会社でない2つの会社の一方がもう一方の会社を吸収して存続し、もう一方の会社が解散し消滅する場合の変更登記等を司法書士に依頼した場合の報酬額です。

存続会社について行う合併による変更登記と、消滅会社について行う解散登記を同時に申請することになりますが、作成する書面の種類や難易度、内容により司法書士報酬が異なります。

また、司法書士報酬のほか、登録免許税(登記を申請する際に納める税金。通常は収入印紙で納めます。)や官報・日刊新聞への公告、あるいは電子広告をするための費用が別途必要です。この設例の場合は、公告手続を代行した場合の報酬額が含まれています。

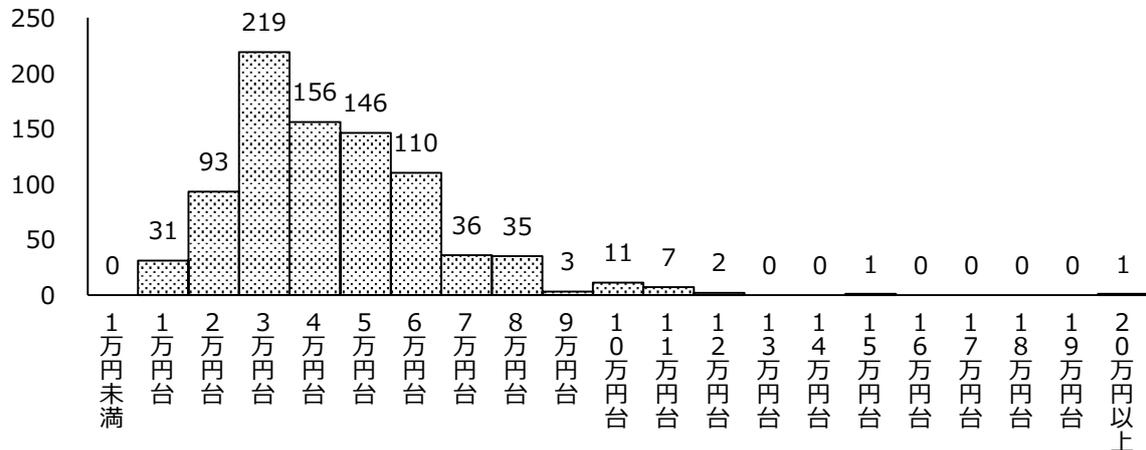
詳細については、あらかじめ司法書士にご確認ください。

※大会社とは、資本金の額が5億円又は負債の額が200億円以上の株式会社をいいます。

第5 本店移転

取締役会設置会社である株式会社の本店を管轄登記所の区域外へ移転した場合の本店移転登記手続の代理業務を受任し、株主総会議事録、取締役会議事録等の全ての書類(登記に必要な書類)を作成し、登記申請の代理をした場合

【有効回答数:851 / 平均:47,168円】



【コメント】

株式会社の本店を登記所の管轄区域外に移転した場合の本店移転登記を司法書士に依頼した場合の報酬額です。本店を現在の行政区域外に移す場合は、株主総会で定款を変更する必要があります。取締役会が設置されている会社の場合、具体的な移転場所については取締役会で決めることになるので各議事録の作成が必要です。

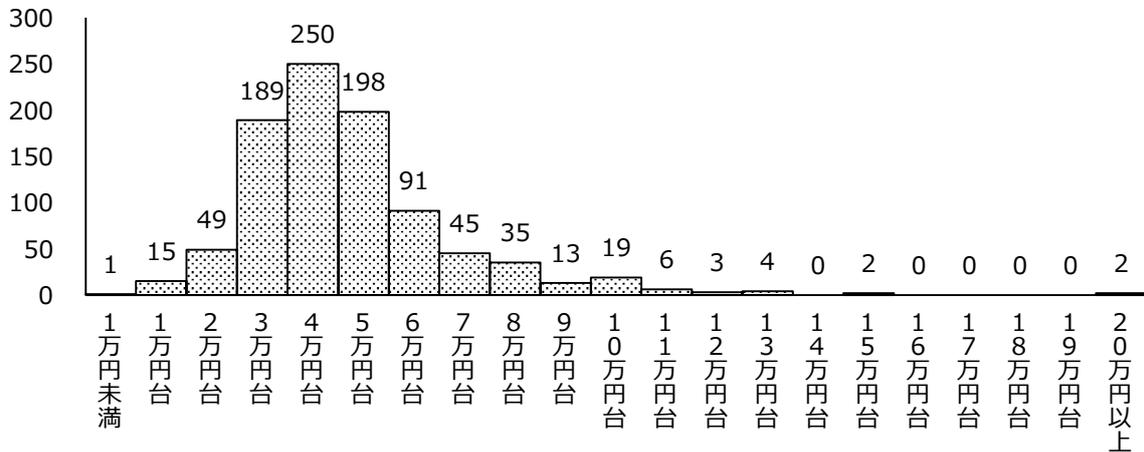
また、司法書士報酬のほか、登録免許税(登記を申請する際に納める税金。通常は収入印紙で納めます。)等の費用が別途必要です。税額は、新旧本店所在地におけるそれぞれの登記申請につき3万円ずつ、計6万円となります。

詳細については、あらかじめ司法書士にご確認ください。

第6 解散、清算人選任

株主総会決議による株式会社の解散及び清算人選任登記手続の代理業務を受任し、株主総会議事録等の全ての書類(登記に必要な書類)を作成し、登記申請の代理をした場合

【有効回答数:922 / 平均:50,468円】



【コメント】

株式会社が解散の決議をした場合の解散及び清算人に関する登記を司法書士に依頼した場合の報酬額です。代表清算人の選任方法により作成する書面が異なり、司法書士報酬も異なります。

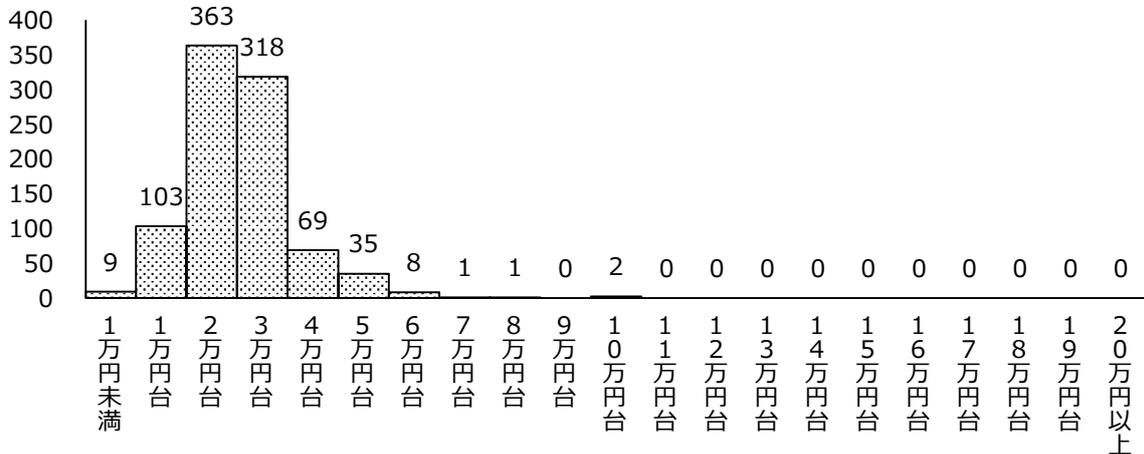
また、司法書士報酬のほか、登録免許税(登記を申請する際に納める税金。通常は収入印紙で納めます。)等の費用が別途必要です。税額は、解散登記3万円、清算人の登記9000円となります。

詳細については、あらかじめ司法書士にご確認ください。

第7 清算結了

解散会社から清算結了登記手続の代理業務を受任し、株主総会議事録等の全ての書類(登記に必要な書類)を作成し、登記申請の代理をした場合

【有効回答数:909 / 平均:28,544円】



【コメント】

解散した会社の清算事務が終了した場合の清算結了登記を司法書士に依頼したときの報酬額です。清算結了の登記申請には、清算人の清算事務が終了したことの報告書及びこれを承認した株主総会の議事録が必要となります。

また、司法書士報酬のほか、登録免許税(登記を申請する際に納める税金。通常は収入印紙で納めます。)等の費用が別途必要です。税額は、2000円となります。

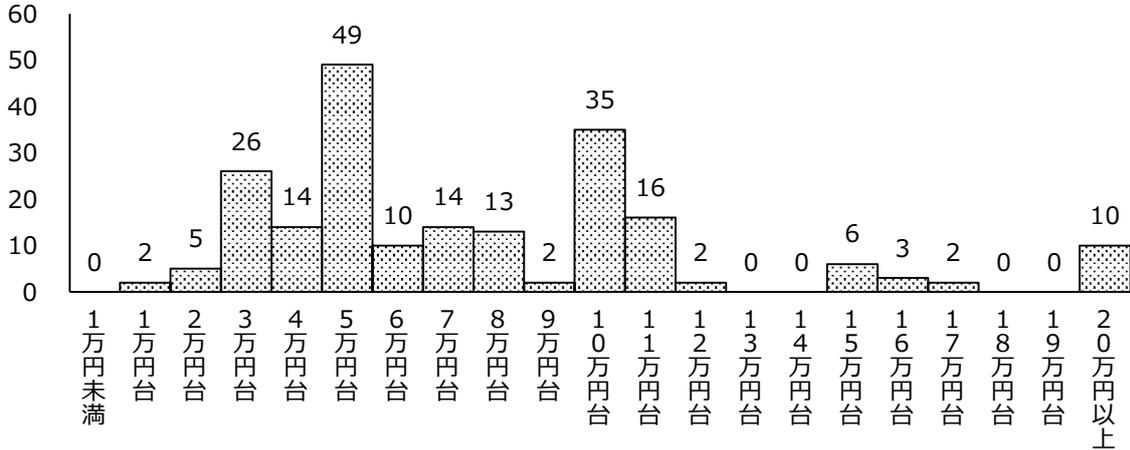
詳細については、あらかじめ司法書士にご確認ください。

《裁判書類作成業務》

第1 通常訴訟

建築工事請負代金500万円を請求するため、地方裁判所に提出する書類の作成業務を受任し、請負代金請求訴訟の訴状を作成した場合(ただし、準備書面、証拠説明書等の作成は含まない。)

【有効回答数:209 / 平均:80,992円】



【コメント】

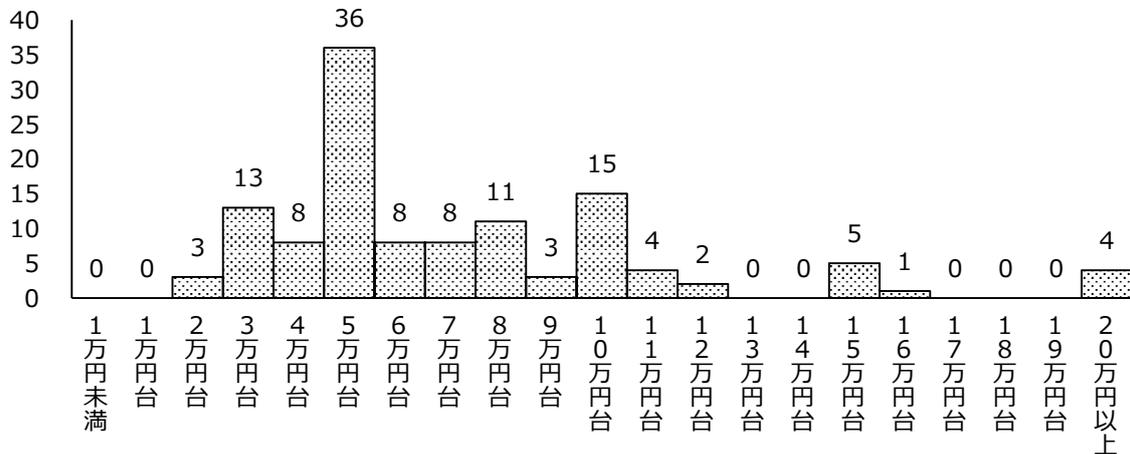
訴訟は、訴状の裁判所への提出、相手方への訴状送達、口頭弁論期日の指定、口頭弁論、証拠調べ、判決等の流れで進みますが、判決に至るまでのそれぞれの段階で準備書面、証拠申立書、証拠説明書等を提出し、また相手方の対応次第では他の様々な申立てを要する場合があります。上記の金額は第1段階である裁判所に提出する訴状の作成報酬のみです。訴訟進行に沿って作成する準備書面等の報酬は含まれませんので、詳細については司法書士にご確認ください。

なお、通常訴訟以外にも、支払督促申立、民事調停申立、家事審判調停申立、起訴前の和解申立等の裁判所に提出する書類作成は全て司法書士の業務ですので、最寄りの司法書士にご相談ください。

第2 保全手続（債権仮差押）

貸金債権を被保全債権として債務者の第三債務者に対する売掛債権を仮差押するため地方裁判所へ提出する書類の作成業務を受任し、債権仮差押命令申立書を作成した場合（ただし、保証供託手続報酬を含み、疎明資料の作成は含まないものとする。）

【有効回答数:121 / 平均:74,595円】



【コメント】

民事保全には仮差押と仮処分がありますが、いずれも申立人の主張や疎明資料により決定されますので担保提供が条件となることが通常です。この場合、供託所に金銭供託をすることとなります。上記は債権仮差押申立書作成及び供託手続に関する報酬です。

また、仮差押は債権の他に不動産、動産、自動車、建設機械などもできますが、相手方の財産の種類により手続が異なりますので、詳細については司法書士にご確認ください。

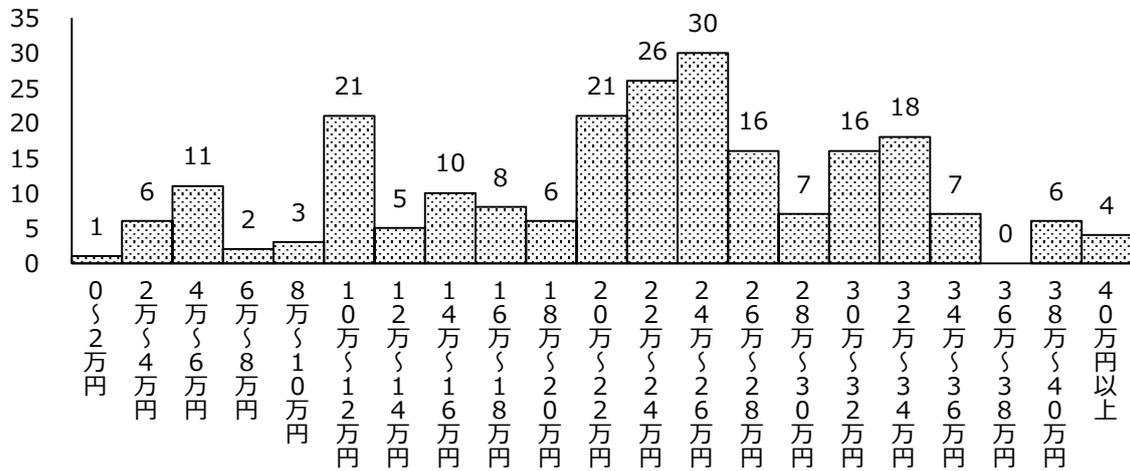
第3 債務の整理－1

以下の裁判所に提出する書類の作成業務を受任し、各債権者に取引記録の開示を求め、各申立書(申立てに必要な附属書類を含む。)を作成した場合

[個人民事再生事件の申立書類の作成]

残債務400万円(ただし、住宅ローンはない。)を返済するのは困難だが、元金が減額されれば分割返済も可能な状況であるため、個人民事再生手続き開始の申立書を作成した場合

【有効回答数:224 / 平均:217,752円】



【コメント】

残債務400万円のうち一定の金額について分割して返済を行う計画を立て、この返済計画が裁判所に認められれば、残りの債務は免除されるという個人民事再生手続では、減額された元金を原則として3年間で返済していくことになります。

上記は個人民事再生手続開始申立書の作成報酬ですが、事案の複雑さや要する労力・時間等により、その報酬金額は異なります。詳細については司法書士にご確認ください。

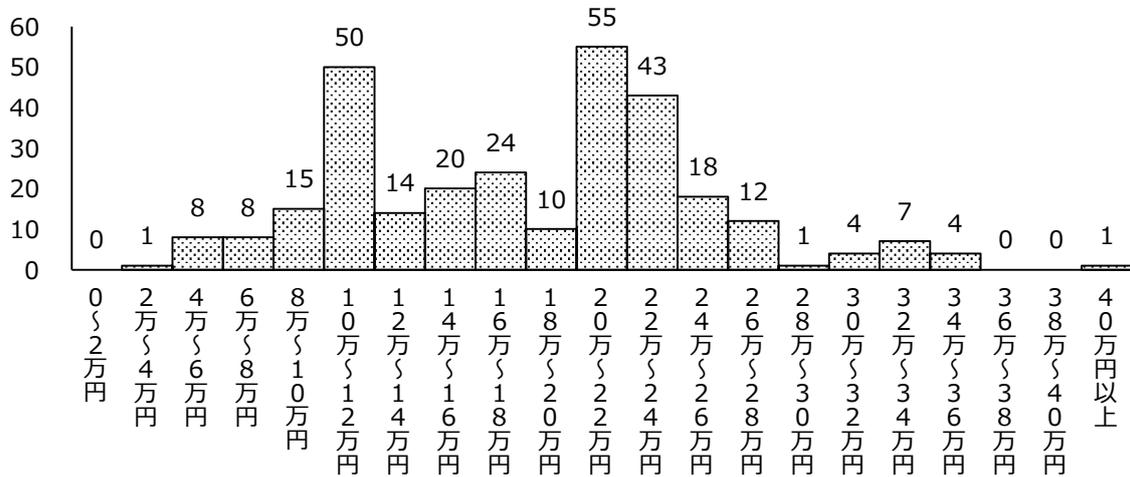
第3 債務の整理－2

以下の裁判所に提出する書類の作成業務を受任し、各債権者に取引記録の開示を求め、各申立書(申立てに必要な附属書類を含む。)を作成した場合

〔個人破産免責事件の申立書類の作成〕

残債務が多く、とても返済できる状況ではないため、破産手続開始・免責許可申立書の作成をした場合

【有効回答数:295 / 平均:176,157円】



【コメント】

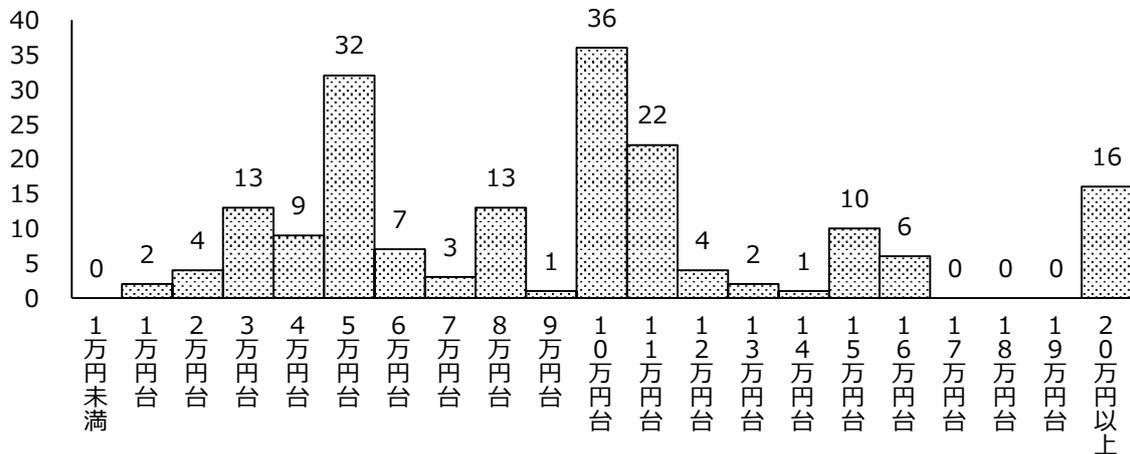
任意整理(分割弁済の和解など)や個人民事再生の方法によって将来の収入で借金の返済が可能な場合と異なり、債務の額が多く返済が困難な場合は、裁判所に自己破産申立、同時に免責許可申立を行い、免責許可決定を受ければ債務が全て免除されます。

上記は破産申立書(個人債務者が自己破産の申立をした場合原則として免責許可申立をしたものとみなされます。)の作成報酬ですが、事案の複雑さや要する労力・時間等により、その報酬金額は異なります。詳細については司法書士にご確認ください。

第4 賃料不払いによる建物明渡請求事件の申立書類の作成

建物賃貸借契約において一か月金10万円の賃料を10か月分滞納しているその建物の明渡しを求めるため、地方裁判所に提出する書類の作成業務(申立てに必要な附属書類を含む。)を受任し、未払賃料の支払請求を附帯請求としたうえで、建物明渡請求訴訟の訴状を作成した場合

【有効回答数:181 / 平均:95,865円】



【コメント】

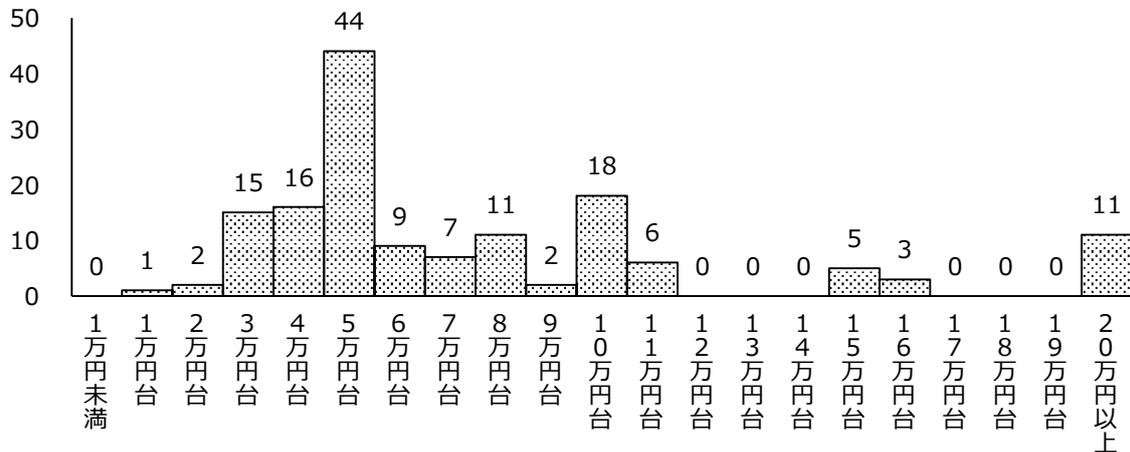
上記は建物明渡請求訴訟の訴状作成報酬ですが、事案の複雑さや要する労力・時間等により、その報酬金額は異なります。また、賃貸人は賃借人に対し、裁判所に本訴訟の書類を提出する前に、あらかじめ内容証明郵便で、滞納賃料の支払いと一定期日までにその支払いがないときには賃貸借契約を解除する旨を通知することが通常ですが、内容証明郵便の作成報酬は含まれていません。

詳細については司法書士にご確認ください。

第5 建物明渡しの強制執行の申立書類の作成

建物明渡訴訟の勝訴判決に基づき明渡しを求めるため、地方裁判所に提出する書類の作成業務(申立てに必要な附属書類を含む。)を受任し、建物明渡しの強制執行申立の書類を作成した場合

【有効回答数:150 / 平均:79,222円】



【コメント】

建物明渡訴訟に勝訴した場合、賃借人が任意に明け渡せばよいのですが、それをしない場合には、あらかじめ執行裁判所に強制執行の申立てをすることを要します。強制執行は訴訟とは別個の手続です。

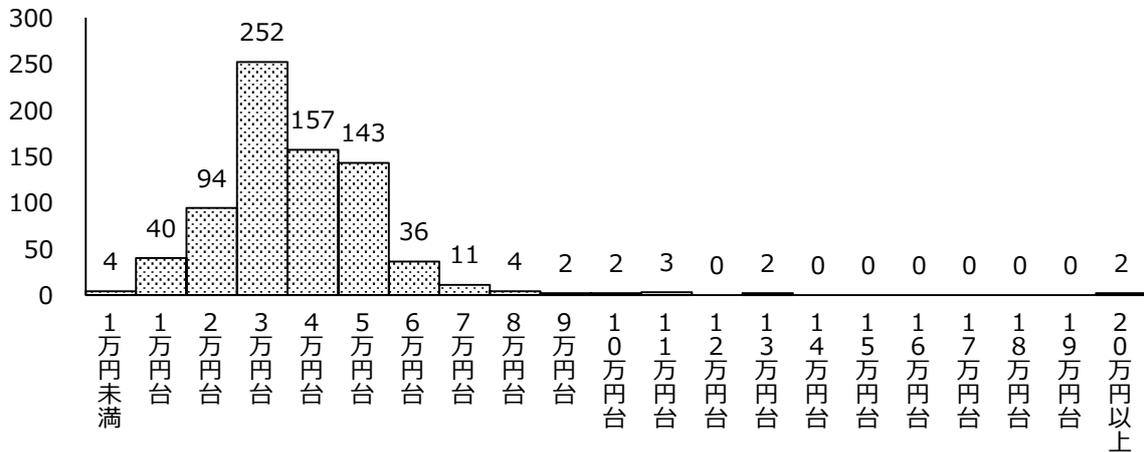
上記は強制執行申立書の作成報酬ですが、事案の複雑さや要する労力・時間等により、その報酬金額は異なります。

詳細については司法書士にご確認ください。

第6 相続放棄申述の申立て書類の作成

被相続人の死亡後3か月以内に、法定相続人から相続放棄申述書の作成の依頼を受け、戸籍謄本等5通の交付請求及び相続放棄申述書の作成をした場合

【有効回答数:752 / 平均:40,892円】



【コメント】

相続放棄とは、相続発生の際に相続財産となる資産や負債などの権利や義務の一切を引き継がず放棄することです。プラスの財産よりもマイナスの財産が多い場合、相続放棄を選択すれば、亡くなった人の権利や義務を一切受け継がないようにすることが可能です。ただし、相続放棄をするためには、自己のために相続の開始があったことを知った時から3か月以内に、相続放棄をする旨を家庭裁判所へ申述しなければなりません。相続放棄が認められた場合、その相続人は初めから相続人ではなかったとみなされます。

上記は相続放棄申述の申立て書類の作成(戸籍等の収集含む)の報酬ですが、相続人の人数等により、その報酬金額は異なります。

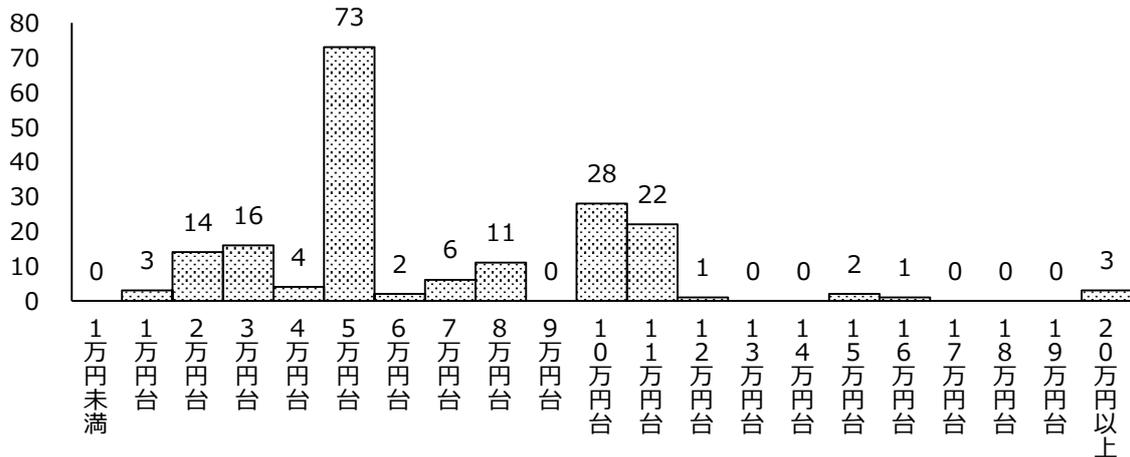
詳細については司法書士にご確認ください。

《簡裁訴訟代理等関係業務》

第1 貸付金100万円の貸金返還請求訴訟（着手金）

簡易裁判所における訴訟代理人として貸付金100万円の返還請求事件を受任し、通常訴訟を提起し、勝訴判決を得た場合

【有効回答数:186 / 平均:68,253円】



【コメント】

訴訟を提起する前に内容証明郵便で相手方に貸金の返還請求をすることがありますが、その報酬は、着手金には含まれていない場合があります。

着手金とは、司法書士に事件を委任した際に支払う金額です。着手金は、業務の着手に対する報酬であると考えられていることから、依頼された業務が不成功に終わったとしても返還されません。

そのほか、遠隔地への出張等の場合には、日当や旅費が発生する場合があります。

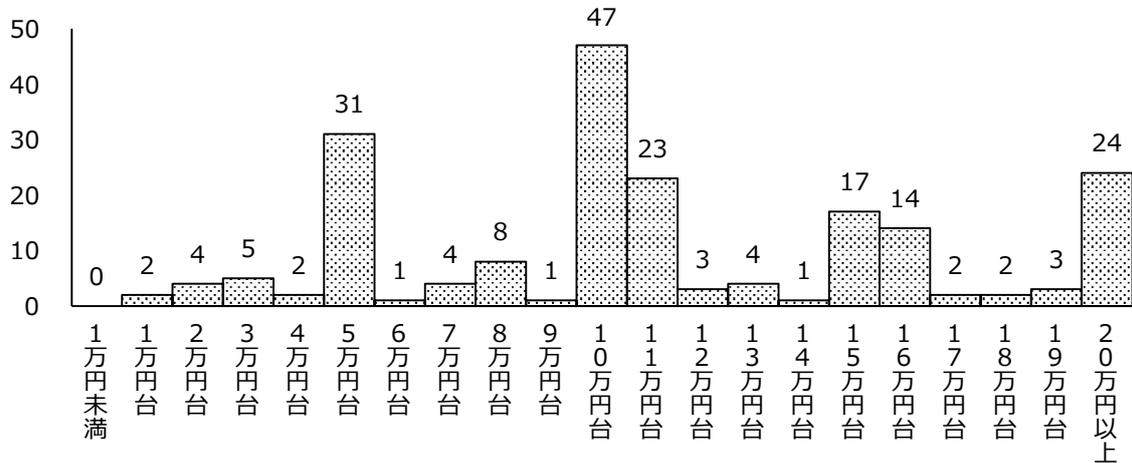
着手金や報酬等の他に、裁判所に提出する印紙や切手代等の実費が別途必要になります。

詳細については司法書士にご確認ください。

第1 貸付金100万円の貸金返還請求訴訟（成功報酬）

簡易裁判所における訴訟代理人として貸付金100万円の返還請求事件を受任し、通常訴訟を提起し、勝訴判決を得た場合

【有効回答数:198 / 平均:114,048円】



【コメント】

成功報酬とは、勝訴した場合又は任意に貸付金が回収できた場合などに、司法書士に支払う金額です。成功報酬の額は、回収した金額、事案の複雑さ、裁判や回収に要した労力等を考慮して、各司法書士が定めています。

そのほか、遠隔地への出張等の場合には、日当や旅費が発生する場合があります。

着手金や報酬等の他に、裁判所に提出する印紙や切手代等の実費が別途必要になります。

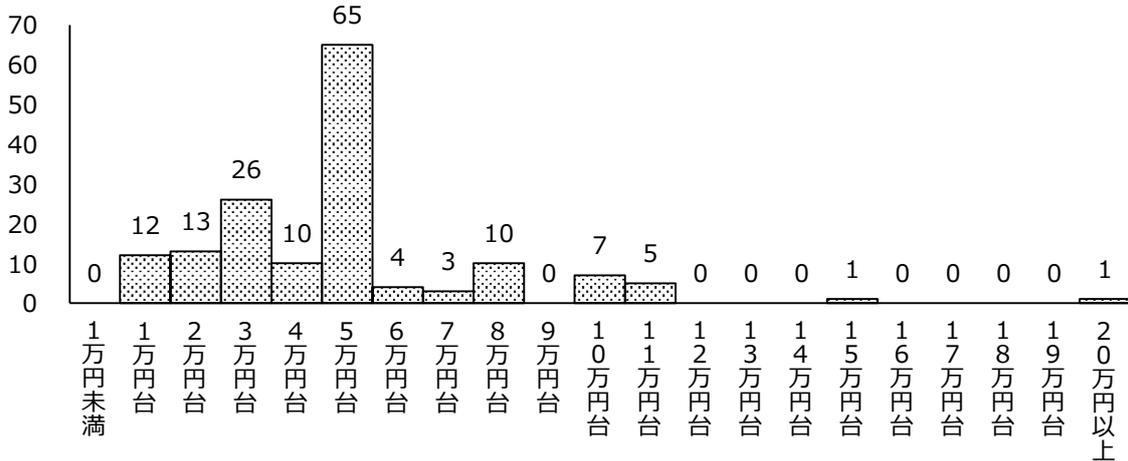
詳細については司法書士にご確認ください。

第2 貸付金100万円の支払督促（着手金）

簡易裁判所における訴訟代理人として貸付金100万円の返還請求事件を受任し、支払督促の申立を行い、仮執行宣言付支払督促が確定した場合

※支払督促手続とは金銭等の支払いを求める手続で、裁判所は、書面審査のみで債務者の言い分を聞かずに支払督促を発し、債務者はこれに対して異議を申し立てることができます。債務者が支払督促の送達を受けた後、二週間以内に異議を申し立てないときは、裁判所は仮執行宣言を付して、これによって、執行（強制的に取り立てること）をすることができます。

【有効回答数:157 / 平均:53,908円】



【コメント】

訴訟を提起する前に内容証明郵便で相手方に貸金の返還請求をすることがありますが、その報酬は、着手金には含まれていない場合があります。

着手金、成功報酬等の意味については、前問のコメントを参照してください。

着手金や報酬等の他に裁判所に提出する印紙や切手代等の実費が別途必要になります。

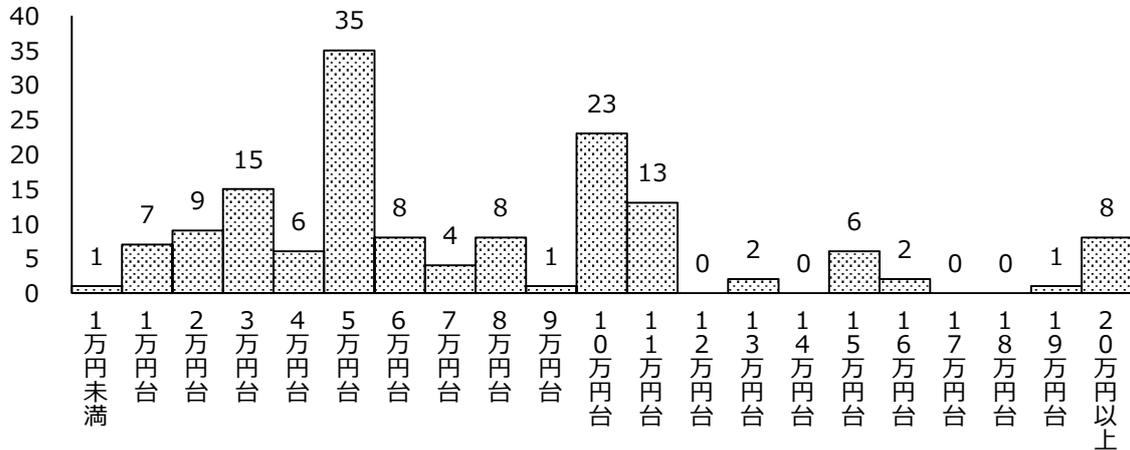
また、相手方からの異議により通常の訴訟に移行した場合には、報酬等も異なってくる場合がありますので、ご注意ください。

詳細については、あらかじめ司法書士にご確認ください。

第2 貸付金100万円の支払督促（成功報酬）

簡易裁判所における訴訟代理人として貸付金100万円の返還請求事件を受任し、支払督促の申立を行い、仮執行宣言付支払督促が確定した場合

【有効回答数:149 / 平均:77,239円】



【コメント】

着手金、成功報酬等の意味については、前問のコメントを参照してください。

着手金や報酬等の他に裁判所に提出する印紙や切手代等の実費が別途必要になります。

また、相手方からの異議により通常の訴訟に移行した場合には、報酬等も異なってくる場合がありますので、ご注意ください。

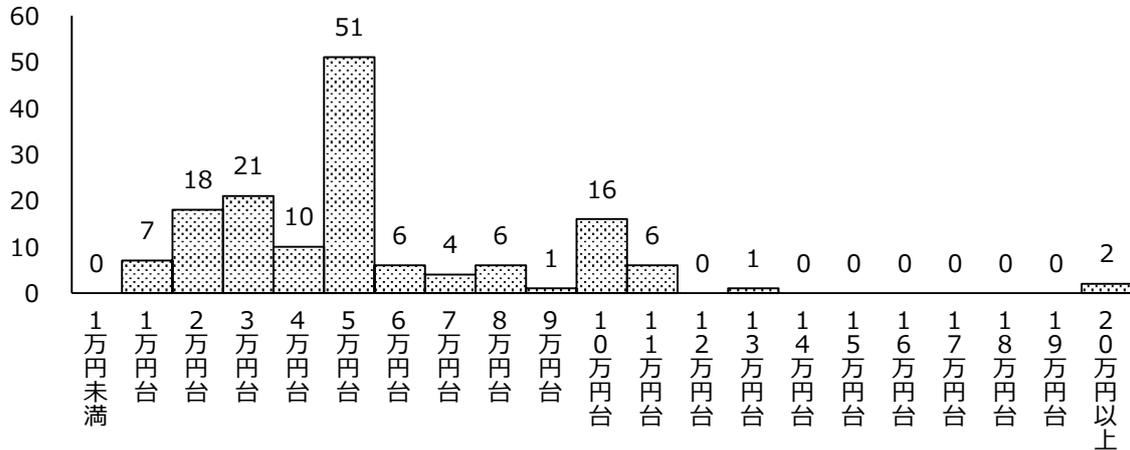
詳細については、あらかじめ司法書士にご確認ください。

第3 売買代金50万円の支払いを求める少額訴訟（着手金）

簡易裁判所における訴訟代理人として売買代金50万円の支払請求事件を受任し、少額訴訟を提起し、勝訴判決を得た場合

※少額訴訟とは、60万円以下の金銭の支払いを求める場合に限り利用することができ、1回の期日審理で判決をすることを原則とし、判決に対する控訴ができない特別な訴訟手続である。

【有効回答数:149 / 平均:55,332円】



【コメント】

訴訟を提起する前に内容証明郵便で相手方に貸金の返還請求をすることがありますが、その報酬は、着手金には含まれていない場合があります。

着手金、成功報酬等の意味については、前問のコメントを参照してください。

着手金や報酬等の他に裁判所に提出する印紙や切手代等の実費が別途必要になります。

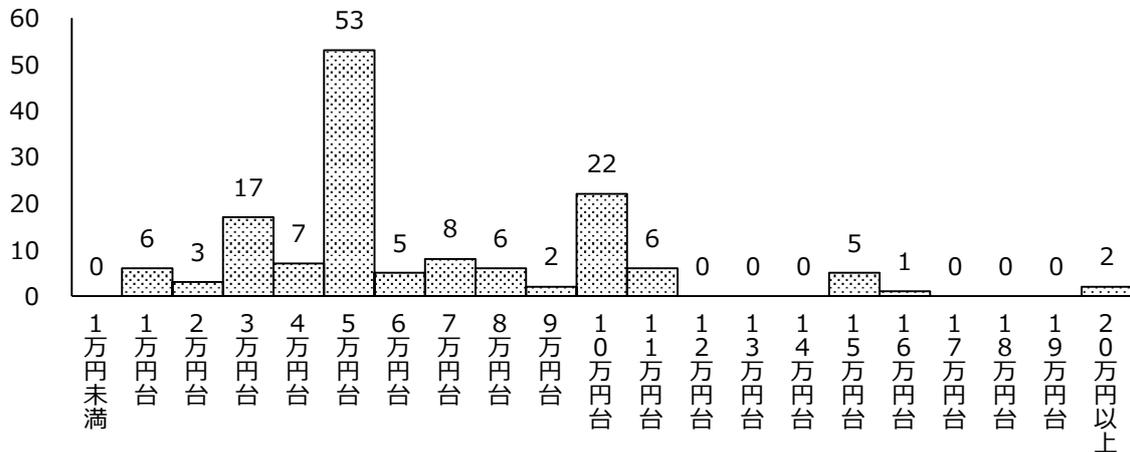
また、相手方からの異議により通常の訴訟に移行した場合は、報酬等も異なってくる場合がありますので、ご注意ください。

詳細については、あらかじめ司法書士にご確認ください。

第3 売買代金50万円の支払いを求める少額訴訟（成功報酬）

簡易裁判所における訴訟代理人として売買代金50万円の支払請求事件を受任し、少額訴訟を提起し、勝訴判決を得た場合

【有効回答数:143 / 平均:66,594円】



【コメント】

着手金、成功報酬等の意味については、前問のコメントを参照してください。

着手金や報酬等の他に裁判所に提出する印紙や切手代等の実費が別途必要になります。

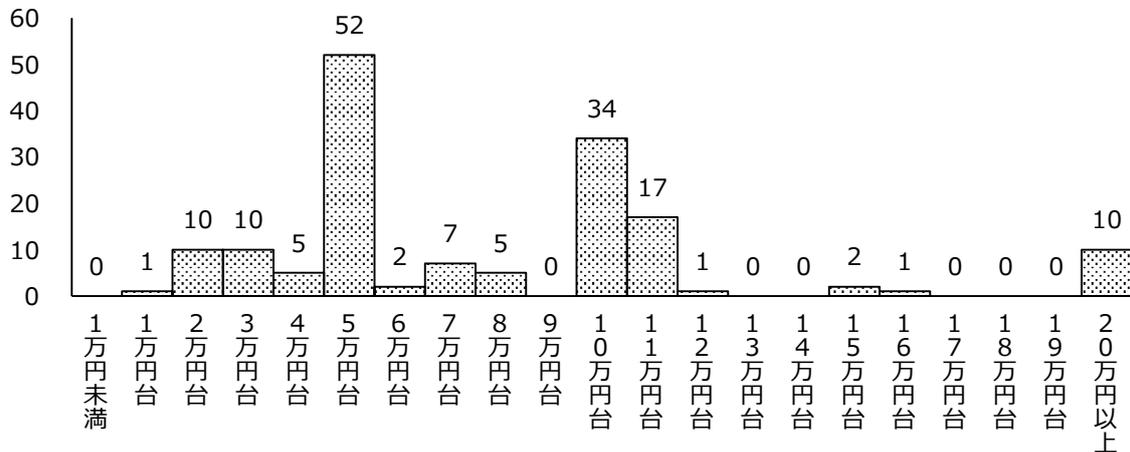
また、相手方からの異議により通常の訴訟に移行した場合は、報酬等も異なってくる場合がありますので、ご注意ください。

詳細については、あらかじめ司法書士にご確認ください。

第4 賃料不払いによる建物明渡請求訴訟（着手金）

簡易裁判所における訴訟代理人として80万円の賃料滞納(月10万円)を理由とする建物明渡請求事件を受任し、未払賃料の支払請求を附帯請求としたうえで、通常訴訟を提起し、勝訴判決を得た場合(なお、訴訟の目的の価額は140万円を超えないものとする)

【有効回答数:157 / 平均:80,613円】



【コメント】

多くの場合、裁判所に訴訟を提起する前に、あらかじめ内容証明郵便で相手方に賃料の支払いと期日までに支払いがない場合には賃貸借契約を解除する旨の通知を出しますが、その報酬は、着手金の中に含まれていない場合があります。

着手金とは、司法書士に事件を委任した際に支払う金額です。着手金は、業務の着手に対する報酬であると考えられていることから、依頼された業務が不成功に終わったとしても返還されません。

そのほか、遠隔地への出張等の場合には、日当や旅費が発生する場合があります。

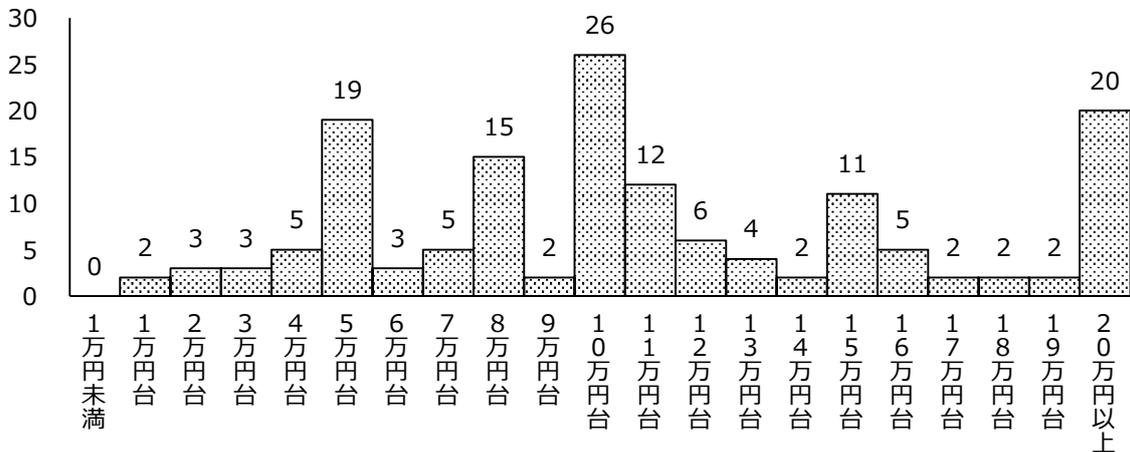
着手金や報酬等の他に裁判所に提出する印紙や切手代等の実費が別途必要になります。

詳細については、あらかじめ司法書士にご確認ください。

第4 賃料不払いによる建物明渡請求訴訟（成功報酬）

簡易裁判所における訴訟代理人として80万円の賃料滞納(月10万円)を理由とする建物明渡請求事件を受任し、未払賃料の支払請求を附帯請求としたうえで、通常訴訟を提起し、勝訴判決を得た場合(なお、訴訟の目的の価額は140万円を超えないものとする)

【有効回答数:149 / 平均:112,626円】



【コメント】

成功報酬は、勝訴した場合又は任意に建物の明渡しがあった場合に、司法書士に支払う金額です。成功報酬の額は、事案の複雑さ、裁判や明渡に要した労力を考慮して、各司法書士が定めています。

そのほか、遠隔地への出張等の場合には、日当や旅費が発生する場合があります。

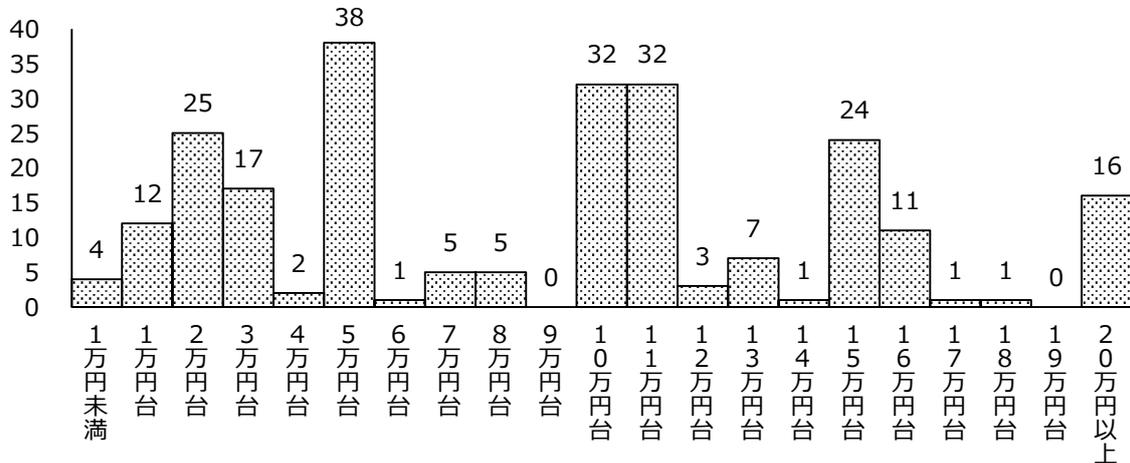
着手金や報酬等の他に裁判所に提出する印紙や切手代等の実費が別途必要になります。

詳細については、あらかじめ司法書士にご確認ください。

第5 任意の債務整理（着手金）

債権者5社、債務額各50万円の債務整理事件を受任し、任意交渉の結果、債権者5社との間で分割払いの和解が成立した場合

【有効回答数:237 / 平均:92,341円】



【コメント】

この設例のような事件において司法書士は、債務者を代理して債務弁済の交渉をします。また、借入金利が利息制限法を超えていた場合には、これを利息制限法に定める利率に引き直した上で、その交渉をすることになります。

着手金とは、司法書士に事件を委任した際に支払う金額です。着手金は、業務の着手に対する報酬であると考えられていることから、依頼された業務が不成功に終わったとしても返還されません。

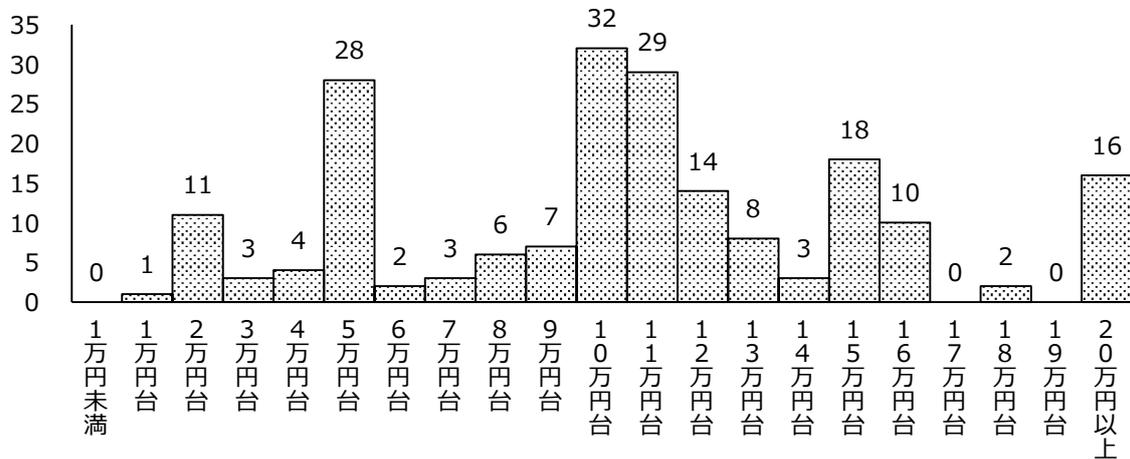
そのほか、遠隔地への出張等の場合には、日当や旅費が発生する場合があります。

詳細については、あらかじめ司法書士にご確認ください。

第5 任意の債務整理（成功報酬）

債権者5社、債務額各50万円の債務整理事件を受任し、任意交渉の結果、債権者5社との間で分割払いの和解が成立した場合

【有効回答数:197 / 平均:117,748円】



【コメント】

この設例のような事件において司法書士は、債務者を代理して債務弁済の交渉をします。また、借入金利が利息制限法を超えていた場合には、これを利息制限法に定める利率に引き直した上で、その交渉をすることになります。

上記の成功報酬とは、債権者との間で和解が成立した場合などに、司法書士に支払う金額です。成功報酬の額は、債務の額、減額した金額等を考慮して、各司法書士が定めています。

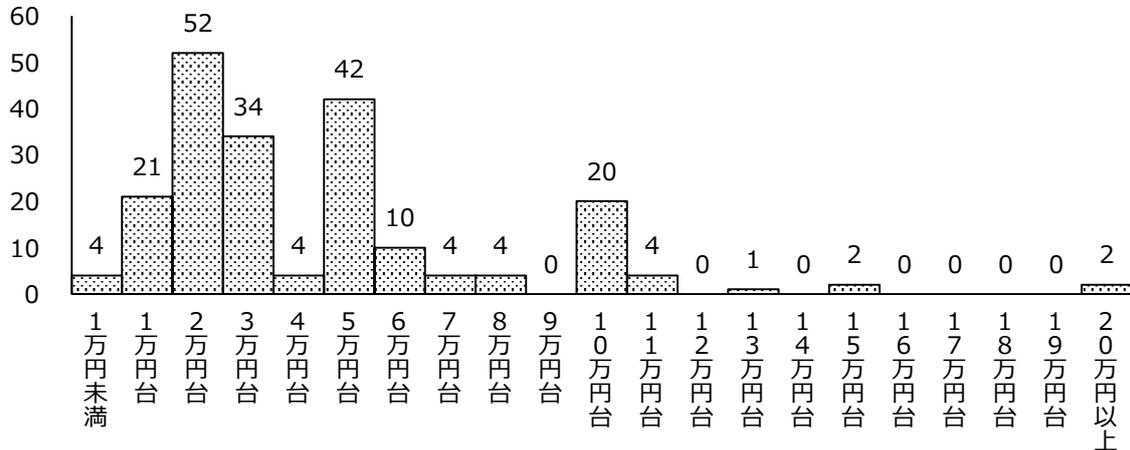
そのほか、遠隔地への出張等の場合には、日当や旅費が発生する場合があります。

詳細については、あらかじめ司法書士にご確認ください。

第6 過払金返還（着手金）

消費者金融会社1社、債務額50万円の債務整理事件を受任し、過払金50万円の返還を求める不当利得返還請求訴訟を提起した結果、消費者金融会社が依頼者に対し50万円を支払う旨の和解が成立し、同額を回収した場合

【有効回答数:204 / 平均:45,874円】



【コメント】

依頼者と消費者金融会社との取引を利息制限法所定の利率に引き直した結果、過払金が発生している場合には、消費者金融会社を相手として過払金返還請求訴訟を提起することになります。

着手金とは、司法書士に事件を委任した際に支払う金額です。着手金は、業務の着手に対する報酬であると考えられていることから、依頼された業務が不成功に終わったとしても返還されません。

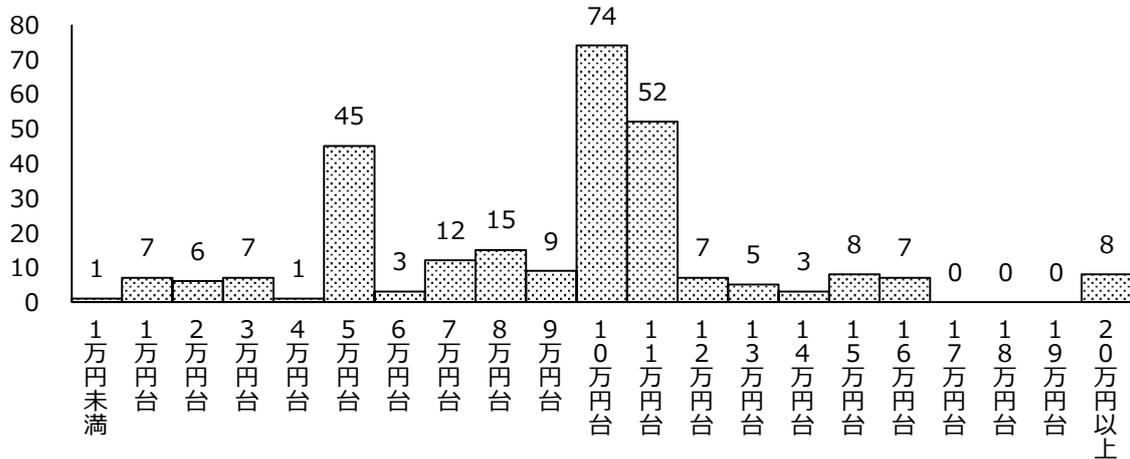
そのほか、遠隔地への出張等の場合には、日当や旅費が発生する場合があります。

詳細については、あらかじめ司法書士にご確認ください。

第6 過払金返還（成功報酬）

消費者金融会社1社、債務額50万円の債務整理事件を受任し、過払金50万円の返還を求める不当利得返還請求訴訟を提起した結果、消費者金融会社が依頼者に対し50万円を支払う旨の和解が成立し、同額を回収した場合

【有効回答数:270 / 平均:93,712円】



【コメント】

依頼者と消費者金融会社との取引を利息制限法所定の利率に引き直した結果、過払金が発生している場合には、消費者金融会社を相手として過払金返還請求訴訟を提起することになります。

成功報酬とは、勝訴した場合又は任意に貸付金が回収できた場合などに、司法書士に支払う金額です。成功報酬の額は、回収した金額、事案の複雑さ、裁判や回収に要した労力等を考慮して、各司法書士が定めています。

そのほか、遠隔地への出張等の場合には、日当や旅費が発生する場合があります。

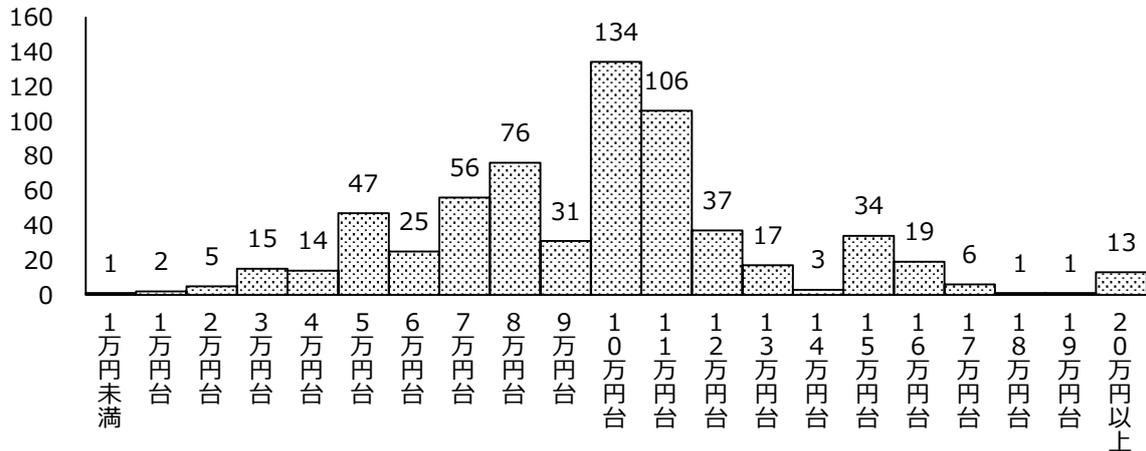
詳細については、あらかじめ司法書士に確認してください。

《成年後見関係》

第1 後見開始申立書の作成

後見開始申立書の作成業務を受任し、本人の戸籍及び住民票の写し、後见人候補者の住民票の写し、本人の登記されていないことの証明書を各1通取得したうえで、書類を作成した場合

【有効回答数:643 / 平均:100,939円】



【コメント】

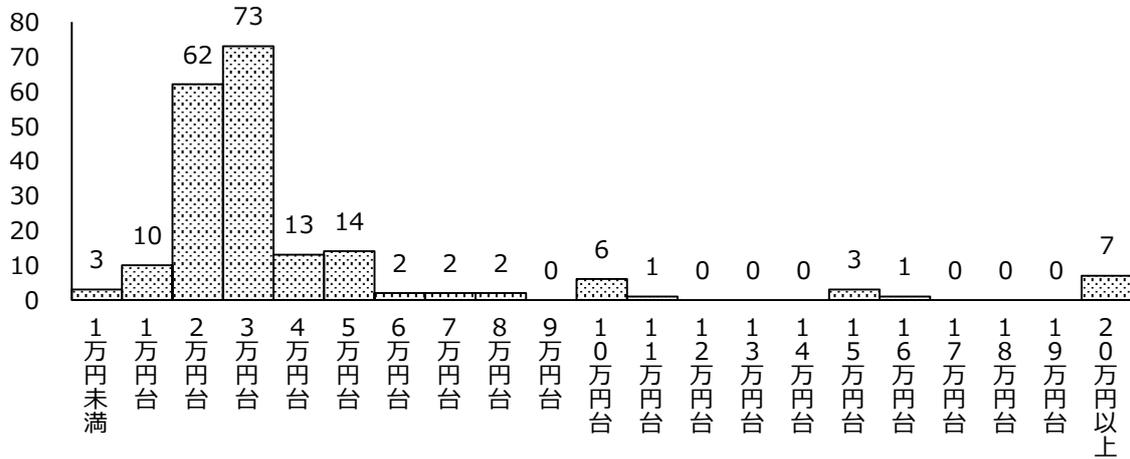
後見開始は家庭裁判所の審判(後見開始の審判)で始まり、この審判により、成年後见人(法定代理人)が選任されます。この審判を行うよう家庭裁判所に求める手続を後見開始の申立てといいます。この申立てができるのは、本人(後見開始の審判を受ける者)、本人の配偶者、本人の4親等内の親族等です。

上記は後見開始の申立書の作成報酬ですが、事案の複雑さ等により、その報酬金額は異なります。また、報酬のほかに実費(収入印紙、切手、戸籍・住民票等)が別途必要となります。詳細については、あらかじめ司法書士にご確認ください。

第2 任意後見－1

任意後見人に就任した場合における定額報酬の月額

【有効回答数:199 / 平均:44,479円】



【コメント】

司法書士が任意後見人に就任した場合には、原則として1月又は2月に1回、本人と面接し、医師やヘルパー、親族等と協力して本人の生活状況と健康状態を把握し、財産管理及び身上監護のための事務を行います。

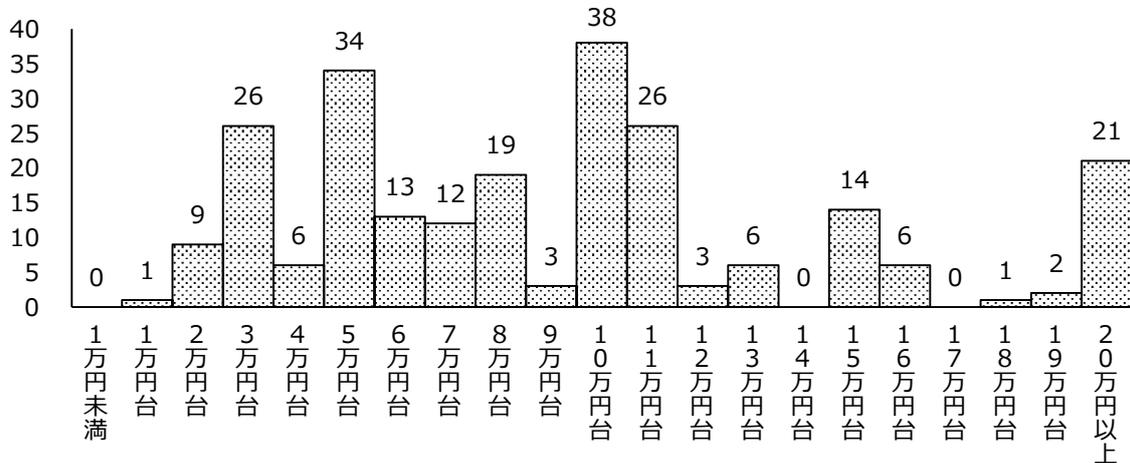
司法書士は、本人との間で任意後見契約を締結するときに、継続的管理事務の報酬として定額報酬を定め、本人の財産の中からその支払いを受けることになります。

詳細については、あらかじめ司法書士にご確認ください。

第2 任意後見－2

任意後見受任者にならない場合において、任意後見契約書原案を作成し、公証人役場へ同行する等、契約締結のサポートをした場合

【有効回答数:240 / 平均:96,683円】



【コメント】

司法書士は、自身が任意後見受任者にならない場合でも、委任者本人と第三者が公証人役場で行う任意後見契約の締結のサポートを行います。公証人役場へ同道した場合、出張日当がかかる場合があります。

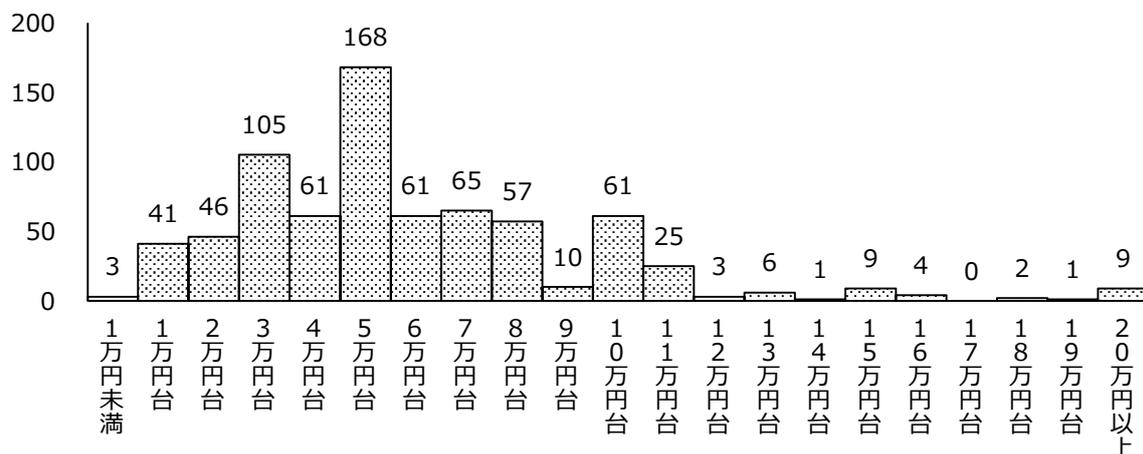
詳細については、あらかじめ司法書士にご確認ください。

《その他》

第1 遺言書作成サポート

遺言公正証書の原案を起案し、公証人役場へ同行し、立会証人となり、公正証書遺言作成嘱託のサポートをした場合

【有効回答数:738 / 平均:62,193円】



【コメント】

この設例においては、作成する原案の複雑さの程度、原案を作成するまでに要した相談の回数や時間、証人となることなどが考慮されているものと考えられます。

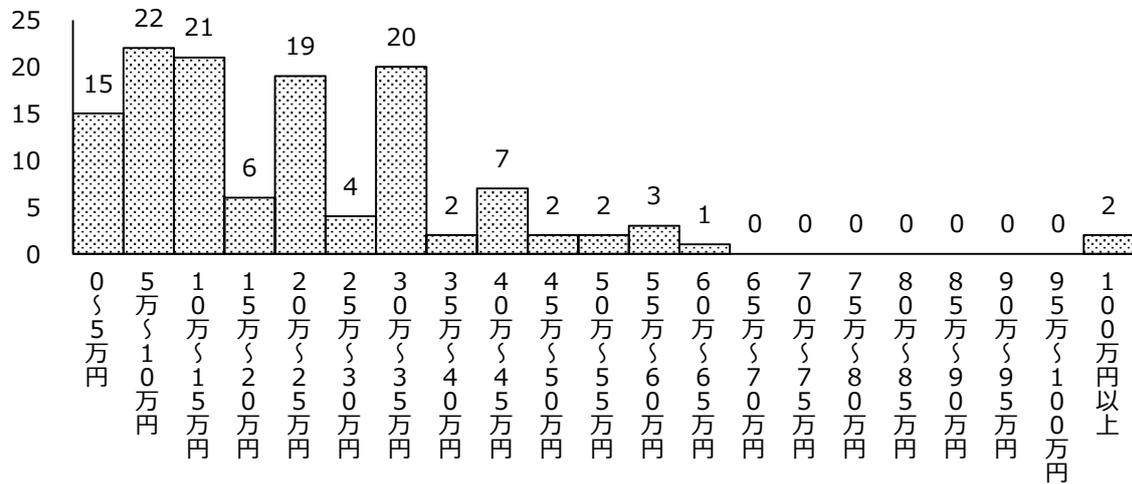
なお、この設例においては、遺言執行者としての報酬は含まれていません。

詳細については、あらかじめ司法書士にご確認ください。

第2 民事信託－1

固定資産評価額合計3000万円の委託者の自宅の土地建物及び預貯金1000万円を信託財産として、委託者の子を受託者とする信託契約書の案文の作成を支援した場合

【有効回答数:126 / 平均:206,175円】



【コメント】

司法書士は当事者からの依頼を受けて、信託契約書の作成を支援します。不動産を信託財産に含める場合には、依頼者から提示された資料を基に最新の登記記録で特定し、必要に応じて公図や住宅地図等を使用し、非課税道路などの漏れがないか、信託をするにあたって事前に行わなければならない登記手続がないか等について調査します。このような不動産調査等にかかる費用は別途発生いたします。

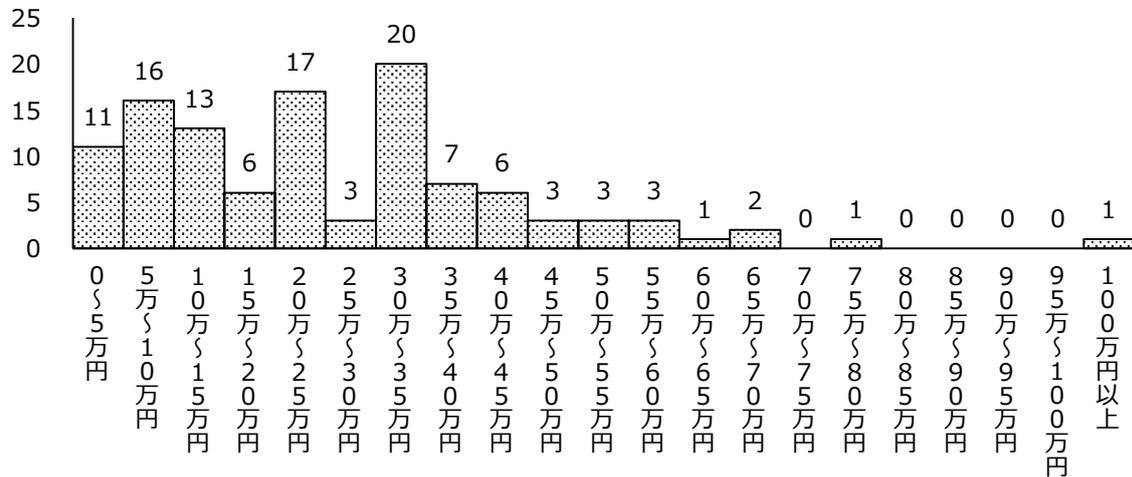
また、委託者が施設に入所しているなどで、司法書士が当該施設にて複数回面談を行う際は、訪問日当や交通費が加算されることがあります。

詳細はあらかじめ司法書士にご確認ください。

第2 民事信託－2

固定資産評価額合計3000万円の委託者の自宅の土地建物及び預貯金1000万円を信託財産として、「委託者の子を受託者とする信託契約書の案文の作成を支援した場合」に加え、公正証書の作成にも同行した場合の合計額

【有効回答数:113 / 平均:246,819円】



【コメント】

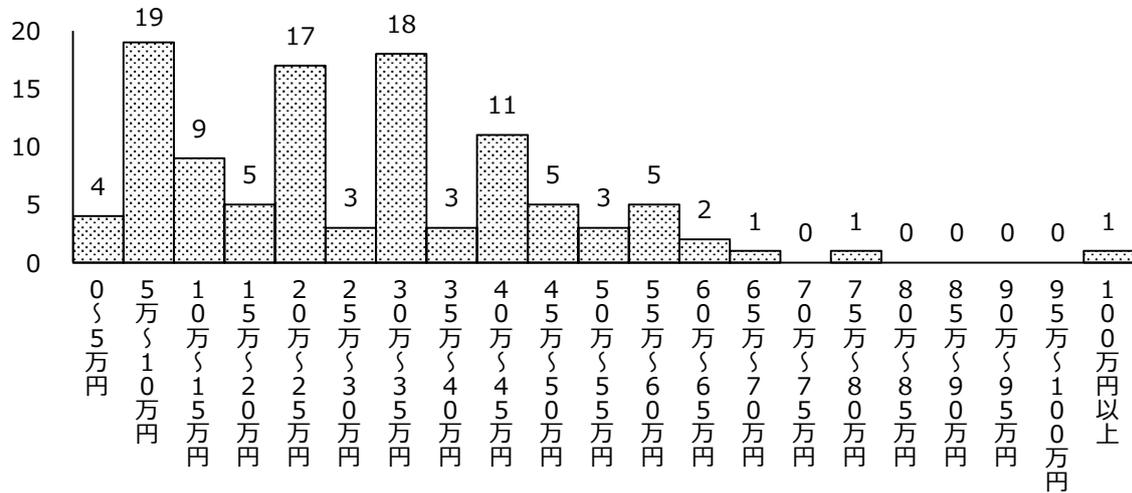
信託契約書は、公正証書で作成することが推奨されますが、別途公証手数料が発生する点に注意が必要です。信託契約書の作成を支援した司法書士は、通常、公正証書作成の際に立ち会いますが、公証役場が遠方の場合、その日当や交通費が別途発生することがあります。また、何らかの事情で、委託者又は受託者が当日立ち会えない場合、その日の公正証書作成をキャンセルし、再度日程を調整する必要があります。この際、再調整にかかる費用が追加で発生することがあります。

詳細はあらかじめ司法書士にご確認ください。

第2 民事信託－3

固定資産評価額合計3000万円の委託者の自宅の土地建物及び預貯金1000万円を信託財産として、「委託者の子を受託者とする信託契約書の案文の作成を支援した場合」及び「公正証書の作成にも同行した場合」に加え、金融機関との連絡調整及び信託口座開設の支援を行った場合の合計額

【有効回答数:107 / 平均:277,196円】



【コメント】

受託者が管理する「信託財産に属する金銭」については、信託専用の口座(いわゆる「信託口座」)で管理することが推奨されます。司法書士は、上記口座開設に対応する金融機関に関する情報を提供します。

また、場合によっては、口座開設に必要な情報等を確認し、金融機関に対して契約条項の事前審査を受ける必要がある場合もあります。複数の金融機関に打診する場合等には、費用が増加することがあります。

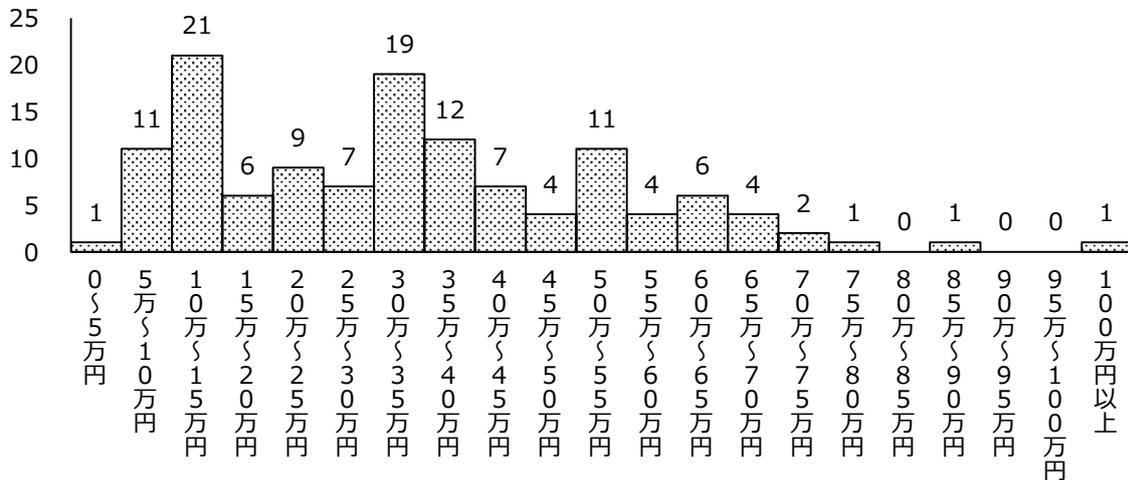
さらに、口座開設時には受託者と同行するため、その際の訪問日当や交通費が別途発生することがあるため注意が必要です。

詳細はあらかじめ司法書士にご確認ください。

第2 民事信託－4

固定資産評価額合計3000万円の委託者の自宅の土地建物及び預貯金1000万円を信託財産として、「委託者の子を受託者とする信託契約書の案文の作成を支援した場合」及び「公正証書の作成にも同行した場合」、「金融機関との連絡調整及び信託口座開設の支援を行った場合」に加え、所有権移転及び信託の登記の申請代理を行った場合の合計額

【有効回答数:127 / 平均:327,576円】



【コメント】

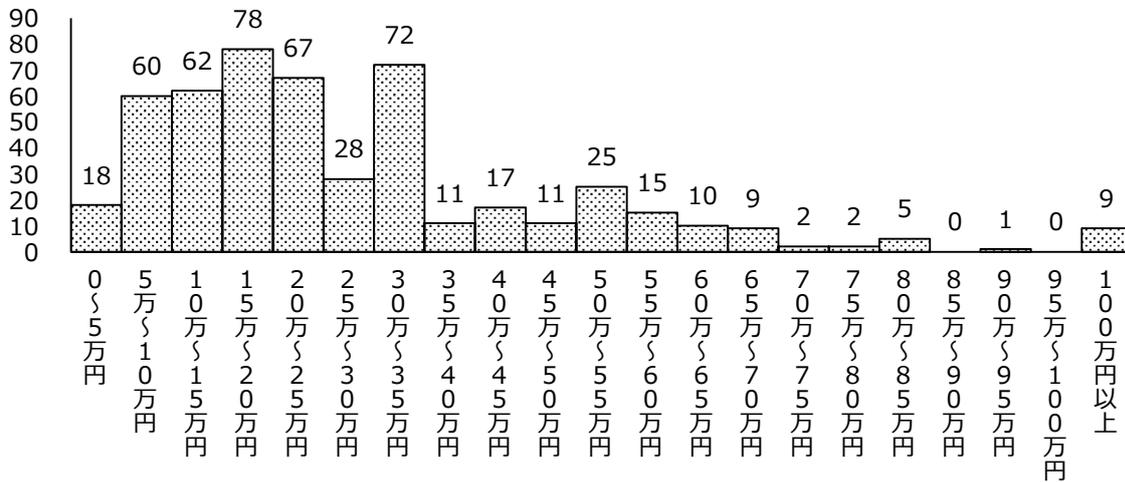
信託した財産に不動産が含まれる場合、信託法上、当該不動産については所有権移転登記及び信託登記を行わなければなりません。これらの登記申請は、信託の組成を担当した司法書士により行われることが一般的です。登記の際の手数料は、申請件数、固定資産評価額、信託目録に記載する情報量や難易度等に応じて変動します。

また、これらの登記の前提として、住所変更登記や抵当権抹消登記等が必要な場合もあります。費用や詳細な手続について、あらかじめ司法書士にご確認ください。

第3 遺産承継

被相続人が三つの金融機関の口座を有しており、それぞれ金1000万円の預貯金がある事案で、法定相続人3人の間で各人が1000万円を相続する旨の方針がまとまったため、遺産承継業務委任契約書及び当該旨を内容とする遺産分割協議書を作成した上で、預貯金口座の解約手続及び各人の口座への振込手続を代理した場合

【有効回答数:502 / 平均:272,780円】



【コメント】

遺産承継業務とは、相続人全員からの依頼により、司法書士が遺産管理人(遺産承継業務受任者)として、被相続人の不動産・預貯金・株式等の相続財産を遺産分割協議の内容に従って各相続人へ承継させる手続のことをいいます。

上記の報酬はあくまで設例に沿ったものであり、相続人の人数・相続財産の多寡や種類・遺産分割内容の複雑さの程度等により、その報酬金額は大きく異なります。

詳細についてはあらかじめ司法書士にご確認ください。